

# 第7期高知県保健医療計画

## 評価について

(5疾病5事業及び在宅医療以外)

第7期 高知県保健医療計画 評価調査

評価項目	医師	担当課名	医療政策課
------	----	------	-------

第7期 高知県保健医療計画 記載内容

現状	課題	対策	目標			
			項目	目標設定時	直近値 (計画評価時)	目標 (令和5年度)
県全体の医師数は、平成14年から28年末までに112人約5.5%増加し、人口10万人当たりの医師数は、平成28年末で全国第3位となっている。	1 若手医師の減少 40歳未満の若手医師数は平成14年から28年までの14年間で26%以上減少(750人→552人)	1 中長期的な医師確保対策 ・高知大学医学生卒業者の県内定着促進 ・若手医師にとっての魅力あるキャリア形成環境の充実 2 短期的な医師確保対策 ・医師の処遇改善による定着の促進 ・県外からの医師の招へい及び赴任医師に対する支援 ・県外からの医師の招へいに向けた情報発信及び勧誘活動 ・女性医師の復職支援 ・医師の確保が困難な地域にある医療機関への支援 3 国に求める対策 ・医学部の定員増の継続 ・地域医療を確保するための施策の拡充	県内初期臨床研修医数	58人	64人 (R3年4月)	70人
	2 地域偏在 中央保健医療圏の医師数は平成14年から28年までに約10.4%増加するも、それ以外の医療圏はすべて減少		高知大学医学部採用医師数	26人	47人 (R3年4月)	40人
	3 診療科偏在 産婦人科等の特定の診療科目における医師数は、平成14年から28年まで、国全体と比べて少しずつ悪い傾向を示す					
	4 女性医師の増加 女性医師の占める割合が増加しており、特に若手医師においては男性医師の減少もあり急速に増加					

令和3年度の取り組みについて

P(計画)	D(実行)	C(評価)	A(改善)	
			課題	今後の対策
1 医学生等の卒業後の県内定着促進	・将来県内の指定医療機関において医師として勤務する意志のある学生に対して奨学金を貸与。 ・高知大学に家庭医療学講座を設置し、地域医療の研究と教育を実施。	・R3年度までに奨学金を貸与した者は422名で、うち、卒業後に県内で勤務している医師は200名となった。今後、毎年30名程度が卒業予定であり、将来の県内若手医師の増加が期待できる。 ・若手医師が、県内各地域の医療機関をローテーションしながらキャリアを形成する仕組みづくりが進んだ。(奨学金受給者対象のキャリア形成プログラム数:H30:37→R3:43)	平成30年度に開始した新たな専門医の仕組みに関しては、専門医の質の向上と地域医療の確保が両立でき、若手医師が県内に定着する取組を進めていく必要がある。	これまでの取組を継続するとともに、高知大学や高知地域医療支援センター、各医療機関、高知県医療勤務環境改善支援センターとの連携を深め、卒後の県内定着を図る。
2 若手医師にとっての魅力あるキャリア形成環境の充実	・専門医資格の取得を目指す若手医師を指導する指導医を支援。 ・指導医資格の取得を目指す医師を支援。 ・短期及び長期留学する医師を支援。 ・医学生及び研修医の県内での研修を支援。 ・県内での初期研修を修了後、引き続き県内で後期研修を行う医師に奨励金を支給。 ・働き方改革を推進する医療機関への支援	・専門医資格を取得した若手医師数が増加した。(R3:82名) ・指導医資格を取得した医師が増加した。(R3:9名) ・県内で専門研修プログラムを実施する専攻医の数が増加した。(H31開始37名→R4開始56名) ・今期も県内での若手医師等による専門医資格の取得を支援している。	若手医師の育成・資質向上に向けて、県内各地域の医療機関における研修環境の充実が必要である。	引き続き、県内各地域の医療機関における若手医師の研修環境の充実を図る。
3 医師の処遇改善による定着の促進	・分娩手当、新生児医療を担う勤務医等への手当を支給する医療機関を支援。 ・救急勤務医師への手当を支給する小児科病院群輪番制病院を支援。	・産婦人科医の数が平成22年以降増加となるなど、厳しい環境で勤務する医師の処遇を改善することにより、医師の確保につながった。	医師の確保のためには、引き続き処遇の改善が必要である。	引き続き、処遇改善に取り組む医療機関を支援する。
4 県外からの医師の招へい定着及び赴任医師に対する支援	・県外の2つの私立大学に寄附講座を設置し、連携事業を実施。 ・県外から赴任した医師に研修奨学金を貸与。 ・県外から赴任する医師をいったん高知医療再生機構で雇用し、県内医療機関に派遣。	連携事業を実施する県外私立大学から、地域の中核病院に医師が赴任した。(R3:2医療機関に延べ2名) 今期においても県外から医師が招へいされている。	貸付金の貸与を受けた多くの若手医師が地域の医療機関で勤務するには、まだ一定の期間を要するため、県外から即戦力となる医師の確保が必要である。	引き続き、県外から即戦力となる医師を確保するための取り組みを行う。
5 県外からの医師の招へいに向けた情報発信及び勧誘活動	・こちの医療RYOMA大使に医師の赴任斡旋等を依頼。 ・インターネットや医師専門誌を活用して、高知医療再生機構の医師支援策をPR。 ・こちの医療見学ツアーを実施し、県内医療機関をPR。 ・インターネットを活用した県内の医師求人情報を発信。	・高知医療再生機構及び県の斡旋により、県外から医師が赴任した。(R3:3名) 今期においても県外から医師が招へいされている。		
6 女性医師の復職支援	女性医師の復職相談窓口を設置するとともに、復職のための研修支援事業の活用を呼びかけ。	・今期において女性医師の復職のための研修への希望はなかった。	今後も女性の割合は増加することが見込まれるため、女性医師の勤務環境の整備が必要である。	これまでの取組を継続するとともに、女性医師のニーズに即した支援の方法について検討する。
7 医師の確保が困難な地域にある医療機関への支援	・医師の確保が困難な地域にある医療機関からの応援要請を受け、公立病院から医師を派遣。 ・医師少数区域での勤務を推進する医療機関への支援。	・公立病院の協力により、地域の医療提供体制の確保が図られた。	・地域の医療提供体制の確保を図るとともに、医師の働き方改革を推進するうえで、医師の派遣を担う医療機関の医師確保が必要である。	支援を継続できるよう、引き続き医師確保のための取り組みを行う。

第7期 高知県保健医療計画 評価調書

評価項目	医師	担当課名	医療政策課
------	----	------	-------

令和4年度の取り組みについて

P(計画)	D(実行)	C(評価) ※平成30年度から令和4年度までの総括を含む	A(改善) ※第8期保健医療計画に向けた課題及び対策を含む	
			課題	今後の対策
1 医学生等の卒業後の県内定着促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・将来県内の指定医療機関において医師として勤務する意志のある学生に対して奨学金を貸与。</li> <li>・高知大学に家庭医療学講座を設置し、地域医療の研究と教育を実施。</li> </ul>			
2 若手医師にとっての魅力あるキャリア形成環境の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・専門医資格の取得を目指す若手医師を指導する指導医を支援。</li> <li>・指導医資格の取得を目指す医師を支援。</li> <li>・短期及び長期留学する医師を支援。</li> <li>・医学生及び研修医の県内での研修を支援。</li> <li>・県内での初期研修を修了後、引き続き県内で後期研修を行う医師に奨励金を支給。</li> <li>・働き方改革を推進する医療機関への支援</li> </ul>			
3 医師の処遇改善による定着の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・分娩手当、新生児医療を担う勤務医等への手当を支給する医療機関を支援。</li> <li>・救急勤務医師への手当を支給する小児科病院群輪番制病院を支援。</li> </ul>			
4 県外からの医師の招へい定着及び赴任医師に対する支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県外の私立大学に寄附講座を設置し、連携事業を実施。</li> <li>・県外から赴任した医師に研修修学金を貸与。</li> <li>・県外から赴任する医師をいったん高知医療再生機構で雇用し、県内医療機関に派遣。</li> </ul>			
5 県外からの医師の招へいに向けた情報発信及び勧誘活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・こちの医療RYOMA大使に医師の赴任斡旋等を依頼。</li> <li>・インターネットや医師専門誌を活用して、高知医療再生機構の医師支援策をPR。</li> <li>・こちの医療見学ツアーを実施し、県内医療機関をPR。</li> <li>・インターネットを活用した県内の医師求人情報を発信。</li> </ul>			
6 女性医師の復職支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・女性医師の復職相談窓口を設置するとともに、復職のための研修支援事業の活用を呼びかけ。</li> </ul>			
7 医師の確保が困難な地域にある医療機関への支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医師の確保が困難な地域にある医療機関からの応援要請を受け、公立病院から医師を派遣。</li> <li>・医師少数区域での勤務を推進する医療機関への支援。</li> </ul>			

第7期 高知県保健医療計画 評価調査

評価項目	歯科医師	担当課名	保健政策課
------	------	------	-------

第7期 高知県保健医療計画 記載内容

現状	課題	対策	目標			
			項目	目標設定時	直近値 (計画評価時)	目標 (令和5年度)
1. 歯科医師の状況 ・歯科医師数528人(平成30年12月31日現在) ・人口10万人当たり74.8人、全国平均83.0人 ・保健医療圏別では、安芸59.4人、中央78.3人、高幡56.3人、幡多72.6人 ・高齢化により、居宅や高齢者施設などでの訪問歯科診療のニーズが高まっている。	訪問歯科診療を担う歯科医師の確保と、制限の多い環境での歯科診療に必要な専門技術の習得のための研修などを進める必要がある。	・訪問歯科診療などに係る人材育成研修の実施、在宅歯科医療に従事できる人材の育成と確保	歯科医師数	520人 人口10万人当たり72.1人(H28医師・歯科医師・薬剤師調査)	497人 人口10万人当たり71.9人(R2医師・歯科医師・薬剤師統計)	現状維持
2. 期待される役割 ・生涯にわたり歯と口の健康づくりを推進するため、ライフステージに応じた取組 ・南海トラフ大地震など大規模災害に備えた災害時の歯科保健医療活動	多様化する役割への対応ができるためのスキルアップ、災害時のマンパワーや通信連絡手段の確保、医療救護活動などへの派遣体制の具体的な運用の整備が必要	障害児(者)や要介護者に対する医療や口腔ケア、災害時の対応など、多様化する歯科保健医療に適切に対応するためのスキルアップ研修の実施				

令和3年度の取り組みについて

P(計画)	D(実行)	C(評価)	A(改善)	
			課題	今後の対策
訪問歯科医療の充実	・人材育成研修会を5回開催予定	・研修の開催により在宅歯科医療に従事する歯科医療従事者の知識及び技術の向上を図ることができた。	・地域包括ケアを推進するため、在宅歯科医療に関わる人材の確保及び引き続き更なる資質の向上が必要	・訪問歯科診療、口腔ケア、口腔機能向上等歯科医療従事者の対応力向上研修を実施
歯科医療安全管理体制の推進	・人材育成研修会を2回開催予定(R3.11.28 204名参加、R4.2.27 192名参加)	多くの歯科医療従事者が参加し、歯科医療安全管理に対する意識の向上が図れた。	歯科診療所に必要な感染症や医療事故、時事問題などに対する予防法について学び、歯科医療安全管理体制向上を図ることが必要	研修会の継続
在宅歯科医療機器を活用した訪問歯科診療の推進	・23～27年までに整備した貸出用在宅歯科医療機器の活用	・在宅歯科連携室への問い合わせ・診療依頼件数(630件) 訪問診療実施件数(232件)	・引き続き訪問歯科診療利用拡大への対応が必要	・貸出用在宅歯科資料機器の活用を継続

令和4年度の取り組みについて

P(計画)	D(実行)	C(評価) ※平成30年度から令和4年度までの総括を含む	A(改善) ※第8期保健医療計画に向けた課題及び対策を含む	
			課題	今後の対策
訪問歯科医療の充実	・人材育成研修会を4回開催予定			
歯科医療安全管理体制の推進	・人材育成研修会を2回開催予定(R4.11.20、R5.3.5)			
在宅歯科医療機器を活用した訪問歯科診療の推進	・23～27年までに整備した貸出用在宅歯科医療機器の活用			

第7期 高知県保健医療計画 評価調査

評価項目	薬剤師	担当課名	薬務衛生課
------	-----	------	-------

第7期 高知県保健医療計画 記載内容

現状	課題	対策	目標			
			項目	目標設定時	直近値 (計画評価時)	目標 (令和5年度)
○地域偏在 人口10万人当たりの薬剤師数は中央保健医療圏のみ全国平均を上回り、特に高知市への集中が顕著	・郡部の中小病院等に勤務する薬剤師の確保が必要	・求人情報サイトの周知 ・薬剤師不足が顕著な地域への就業を促進するため、薬剤師会、病院薬剤師会との検討	薬剤師の確保	40歳未満の薬剤師数が直近の数値を上回るよう確保 (平成28年時点で509人)	40歳未満の薬剤師数 :平成28年末時点で509人	
○薬剤師の高齢化 当県の40歳未満の薬剤師が占める割合は全国平均を大きく下回っており、若手薬剤師が減少傾向	・若手薬剤師の安定的な確保 ・退職者の補充	・薬学生等を対象とした就職説明会の開催 ・求人情報サイト等を活用した就職情報の提供 ・実務実習生の受入の促進				
○薬剤師職能の拡大 薬局、病院等あらゆる職域で薬剤師に求められる職能が多様化	・県、関係団体等が連携し、キャリア形成環境の整備を進めることが重要 ・在宅医療等の地域におけるチーム医療の一員として、また、かかりつけ薬剤師としての役割が期待されている ・南海トラフ地震等の大規模災害時における、医療救護チームとしての、被災者支援が必要	・薬剤師のキャリア形成に関係する研修会等の開催 ・大規模災害時における薬剤師活動スキルを習得するための研修、訓練等の実施				

令和3年度の取り組みについて

P(計画)	D(実行)	C(評価)	A(改善)	
			課題	今後の対策
・高知県内の病院・薬局薬剤師の求人情報を一元的に集約し発信	・公益社団法人高知県薬剤師会ホームページ内に県内の薬局、病院薬剤師等の求人情報を一元的に掲載 掲載件数:197件(病院56件、薬局138件、その他3件) ・病院事務長連絡会及び県薬剤師会会報誌において、薬局・病院の求人情報の掲載について周知 (病院あて資料提供(通知)、高知県薬剤師会会報誌)	・県薬掲載サイトへの掲載医療機関・薬局数は昨年度と同程度。 195件(R2)→197件(R3)(前年度比1%増) ・県薬掲載サイト閲覧数は昨年度よりも減少。 8,962件(R2)→8,144件(R3)(前年度比9%減)	・採用希望のある病院や薬局の県薬掲載サイトの情報充実と既存情報の更新を促進。 ・薬学生等への県薬掲載サイトの周知が必要。	・病院、薬局への求人情報サイトの周知の継続。 ・薬学生等に対し、大学訪問や就職説明会の機会を捉え、県薬掲載サイトを周知。 ・協定を活用した薬学生への県内就職情報の提供。
・薬系大学訪問及び大学就職説明会等において県内求人情報や高知で働く魅力を提供(薬学生への働きかけ)	・神戸薬科大学との就職支援協定締結(R4.1.7) ・薬系大学の就職担当教授等との面談、情報交換(5校) ・大学就職説明会への参加:Web開催4校(のべ19名参加) ・関西地区の薬学生を対象とする就職説明会の開催:未実施 ・薬学生が出身県で実習を行う「ふるさと実習」において、啓発資料等を配布(26人) ・薬学生インターンシップ:5名実施 ・中国四国支部学術大会において、薬学生及び薬剤師に対し啓発資料等を配布(30名)	・本県からの進学者が多い関西地区の大学と就職支援協定が締結できた。 (就職支援締結大学:大阪医科薬科大学、神戸薬科大学) ・就職説明会等の機会を捉え、薬学生に県内就職のPRを行った。 ・関西地区での就職説明会は、新型コロナウイルス感染拡大の影響により中止。 ・パンフレット「高知で輝く薬剤師」を薬科大学へ配布(27大学)	・新型コロナウイルス感染症の影響により、就職説明会が開催できない等、学生への直接的な働きかけがしづらい状況となっているため、新たな手法の検討が必要。	・高知県出身在校生の多い大学や関西地区における就職説明会の実施方法を検討。
・薬学部への進学支援を目的とした、県内高校生等への薬学部・薬剤師に関する情報提供(中学生への働きかけ)	・高校生のための薬学セミナー(Web開催1回・57名) ・オープンキャンパスツアー:中止	・高校生のための薬学セミナーは、新型コロナウイルスの感染状況を考慮してWeb開催。 ・オープンキャンパスツアーは、新型コロナウイルス感染拡大の影響により中止。	・薬学部に興味を持つ生徒及び保護者等への継続した働きかけが必要。	・開催時期や方法、内容の見直しも行いながら、高校生セミナー及びオープンキャンパスツアーを継続的に開催。
・薬剤師確保策に関する関係団体との協議	・薬剤師確保対策検討会の開催 関係団体(県病院薬剤師会)との協働で病院薬剤師の確保策検討のためのアンケート調査を実施。 回収数:121施設中96施設(回収率79%)	・アンケート集計結果により、県内病院薬剤師の現状や地域偏在等の課題の洗い出しができた。	・薬剤師の地域偏在や職域偏在を踏まえ、薬剤師確保のための新たな仕組みづくりが必要。	・奨学金等制度や卒業研修制度の創設等について、検討会等により関係機関等と協議を進める。
・地域の実情やニーズに合った研修の実施	・薬剤師のスキルアップ及び多職種との連携等を目的とする下記研修の開催(県薬剤師会への委託事業) 在宅訪問に関する研修会(7回、のべ137名) フレイルに関する研修(1回、105名)	・薬剤師会支部ワーキングの開催や各種研修の受講により、在宅訪問等実践力の習得に繋がった。 ・薬剤師職能のスキル向上に伴い、健康づくりを支援する薬局が増加。 健康サポート薬局:20件(全薬局数の5.2%)(R2:17件(4.3%)) 在宅患者訪問薬剤管理指導届出薬局に占める在宅訪問指導実施薬局の割合:47%(R4年2月調査)(50.1%:R3年度調査)	・薬剤師のキャリア形成に必要な研修の継続実施及び受講機会の提供が必要	・関係団体と地域の実情やニーズに合った研修内容について検討し、研修を引き続き実施。 ・高知県薬剤師会のホームページ等を活用し、研修実施の周知を強化。
・災害薬事コーディネーター及び地域リーダー薬剤師の育成	<災害薬事コーディネーター> ・PhDLS研修(災害薬事研修):中止 ・応用研修:中止 ・災害医療救護活動訓練:中止 ・災害医療コーディネーター人材育成研修(1回、11名参加) <地域リーダー薬剤師> ・地域リーダー薬剤師研修:中止	<災害薬事コーディネーター> ・新型コロナウイルス感染拡大の影響によりPhDLS研修等災害薬事コーディネーター向けの研修は中止となったが、災害医療コーディネーター人材育成研修への参加により、県災害時医療救護計画に基づく災害時の活動内容の認識及び他のコーディネーターとの連携体制の認識が深まった。 <地域リーダー薬剤師> ・新型コロナウイルス感染拡大の影響により、研修中止。	<災害薬事コーディネーター> ・災害薬事コーディネーターを対象とした研修を実施し、80名以上の体制を維持。 ・災害医療救護活動に関するスキルアップが必要。 <地域リーダー薬剤師> ・地域リーダー薬剤師の継続的な育成。	<災害薬事コーディネーター> ・災害薬事コーディネーター研修の継続実施や災害時医療活動訓練等への参加により、災害時の対応能力の向上を図る。 <地域リーダー薬剤師> ・地域リーダー薬剤師の育成研修を継続実施。

第7期 高知県保健医療計画 評価調書

評価項目	薬剤師	担当課名	薬務衛生課
------	-----	------	-------

令和4年度の取り組みについて

P(計画)	D(実行)	C(評価) ※平成30年度から令和4年度までの総括を含む	A(改善) ※第8期保健医療計画に向けた課題及び対策を含む	
			課題	今後の対策
・高知県内の病院・薬局薬剤師の求人情報を一元的に集約し発信	・公益社団法人高知県薬剤師会ホームページ内に県内の薬局、病院薬剤師等の求人情報を一元的に掲載 ・病院事務長連絡会及び県薬剤師会会報誌において、薬局・病院の求人情報の掲載について周知 (病院あて資料提供(通知)、高知県薬剤師会会報誌)			
・薬系大学訪問及び大学就職説明会等において県内求人情報や高知で働く魅力を提供(薬学生への働きかけ)	・薬系大学の就職担当教授等との面談、情報交換 ・大学就職説明会への参加 ・関西地区の薬学生を対象とする就職説明会の開催 ・薬学生が出身県で実習を行う「ふるさと実習」において、リーフレット等資料を配布 ・薬学生のインターンシップ実施			
・薬学部への進学支援を目的とした、県内高校生等への薬学部・薬剤師に関する情報提供(中高生への働きかけ)	・高校生対象の薬学セミナーの開催 ・キャンパスツアーの実施(R4.8.27,22名参加)			
・薬剤師確保策に関する関係団体との協議	・薬剤師確保対策検討会の開催 奨学金等制度や卒後研修等、新たな仕組みづくりについて検討			
・地域の実情やニーズに合った研修の実施	・薬剤師のスキルアップ及び多職種との連携等を目的とする下記研修の開催(県薬剤師会への委託事業) 在宅訪問薬剤師養成研修会 OTCや糖尿病に関する研修 地域ごとの薬業連携研修会			
・災害薬事コーディネーター及び地域リーダー薬剤師の育成	<災害薬事コーディネーター> ・PhDLS研修(災害薬事研修)の実施 ・応用研修の実施 ・災害医療救護活動訓練への参加 <地域リーダー薬剤師> ・地域リーダー薬剤師研修の実施			

第7期 高知県保健医療計画 評価調査

評価項目	看護職員(看護師・准看護師)	担当課名	医療政策課
------	----------------	------	-------

第7期 高知県保健医療計画 記載内容

現状	課題	対策	目標			
			項目	目標設定時	直近値 (計画評価時)	目標 (令和5年度)
1 看護師等の就業状況 人口10万人当たりの就業数(H30) ・看護師:1,511.0人(全国1位)・准看護師:485.8人(全国7位) ・100床当たりの看護師数は59.2人と全国47位 ・中央保健医療圏に8割の看護職員が集中している。	就職先に地域偏がある		看護師等養成奨学金貸与者の指定医療機関就職率	82.2%	92.9% (R3年度)	93.5%
2 養成状況 ・県内13校の看護師等学校養成所があり、入学定員数は825人 ・約9割が中央保健医療圏に、6割以上が高知市内に就職 ・大学や5年一貫校の県内就職率が低い。 ・新卒の就職者のうち約4割の者が県外に就職している。	県内に就職する看護師の割合が低い	県内に就職する仕組みづくりの検討				
3 中山間地域及び急性期病院での人材確保 県内に就職する者の約8割が中央保健医療圏に集中し、中山間地域における看護職員の確保が困難 診療報酬の改定で看護師等の需要が増えた事により、急性期病院における看護職員の確保が困難	中山間部や急性期病院などの看護職員の確保が厳しい					
4 離職防止と潜在看護師の活用 常勤看護職員の離職率:8.3% 新人看護職員の離職率:8.3% 今後18歳人口の減少が予測されることから、新卒者の確保が困難	離職防止と潜在看護師の再就業の促進	・働きやすい職場環境の整備と潜在看護師の復職支援の検討 ・段階に応じたキャリアアップが図れる体制の整備				
5 専門性の高い看護師等の状況 ・専門看護師 13分野42人、認定看護師 21分野114人 ・専門分野により看護師数の偏りがある。 ・特定行為研修修了者 2区分11人 ・研修実施施設 1施設(近森病院) ・長期間の研修を受ける必要があり、本人・勤務先の負担が大きい。	研修が受けられる環境を確保しつらい。					
			認定看護師、特定行為研修を受講した者を一定数確保	(H28) 認定看護師 12人 特定行為修了者 11人	(H28~R2) 認定看護師 22人 (H28~R3) 特定行為研修修了者53人	認定看護師、特定行為研修修了者 合計 10人/年

令和3年度の取り組みについて

P(計画)	D(実行)	C(評価)	A(改善)	
			課題	今後の対策
1 次世代の育成と県内定着 ①関係団体と連携した事業の実施 こち看護フェア、進学ガイダンスの開催 ②看護学生に対して「看護師等養成奨学金」の定期的な説明及び指定医療機関の病院紹介 ③学校運営及び教育体制の強化と充実 ④卒業生の県内就職者の確保	①こち看護フェア、進学ガイダンスの開催 ②奨学金制度及び看護師等学校への進学説明会を開催 こち看護フェア、進学ガイダンスの開催 ・進学説明会にて奨学金に関する説明を5月~7月に実施(高等学校19校延べ248人) ・奨学金借受者(令和3年度卒業見込み)を対象とする面談を10~11月に実施(27名) ③5校に看護等養成所運営費補助金(国立、龍馬、開成、近森、清和)交付決定額:82,458千円 ④看護職員就職フェアの開催を「さんSUN高知」や「ほっとこち」で広報。「高知県看護職員就職ガイド」リフレットの発行(1,200部)	①看護職を目指す学生が、県内の看護等学校養成所の教員と直接面談する機会を設けることで、県内養成所への進学に繋がった。 看護フェア参加者:96人 進学ガイダンス参加者:103人 ②4~7月に進学説明会にて奨学金に関する説明を実施(高等学校19校延べ248人)。また、卒業年度の奨学金借受者(29名)との面談を実施し、奨学金制度の説明や指定医療機関への就業を確認することができた。 ③補助対象養成所卒業生の県内就職率:77.5% ④「就職ガイド」の発行(県ホームページ用データも作成し掲載)により、県内病院等の採用情報を看護学生等に発信できた。参加者へのアンケートでは、内容及び時期ともに概ね好評を得た。 ※看護師等養成奨学金貸付者の指定医療機関就職率 92.9%(R4年3月)	①新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響により、R3~ふれあい看護体験が実施できておらず、中・高校生への看護職の道に進むきっかけ作りができていない。 県内看護等養成所の充足率(入学者/定員)が82.5%(R4年4月時点)で定員割れの状態が続いている。 ②③中山間地域における看護職員確保のため、指定医療機関等への就職を促す取り組みが必要。 ④就職説明会に一般の参加者が少ない。	①中・高校生のニーズ等を反映できるように委託先と事業について協議・検討する。 ②③④県の奨学金制度の周知及び奨学金貸与者へ定期的な面談、働きかけ等の支援を行い、県内の指定医療機関への就職を支援する。 県内看護等学校養成所の県内就職率向上に向け、県内医療機関へのインターン等県内の医療機関と学生をつなぐ取組が必要
2 職場環境の整備と復職支援の取組 ①潜在看護職員等復職支援研修の実施と拡大 ②就業環境改善指導者派遣事業の実施及び医療勤務環境改善支援事業との連携強化 ③教育担当者・実地指導者研修、看護管理者	①潜在看護職員研修の実施 ・再就職相談会の実施(年2回) ・復職支援研修会の開催(年5回) ②就業環境改善事業(病院訪問等)の実施 ③教育担当者研修:4日間 実地指導者研修:2回/年(看護部長・事務長対象)	①研修を受講したいと希望する者の個々の状況に合わせた研修をするため、受講生にとっては、タイムリーな研修となった。また、事業を委託することにより、救急対応や感染管理の基礎等集合研修が開催でき、仲間で学べる機会ができたことよかった。 ②就業環境改善に関する事業を実施している18施設において(WLBインデックス調査をもとに取り組んでいる12施設、DINQL取組6施設)を対象として、ワークショップの開催、WLB取組状況や夜勤、交代制勤務ガイドラインの普及及び情報交換を行い、その結果をフィードバックすることで、就業環境の改善に取組むことができた。 ③新人看護職員等の育成にあたる指導者の実地に必要な能力等について、講義演習を通じて学ぶことが出来た。看護管理者研修では、看護部長、事務長を研修対象者とし、魅力ある病院づくりのための具体的な取組をすすめるための方法、看護部としての課題やその解決策を検討する場として対応できた。	①潜在看護職員の研修受講者が横ばい ②就業環境改善指導者派遣事業を希望する病院が少ない。 ③看護管理者が職場環境の改善に向けて自ら課題解決について考える研修の場がない。	①各事業の紹介の工夫(各種メディアとの協働) ②医療勤務環境改善支援センターの事業の活用については、看護管理者研修等の場でPRするなど工夫が必要。さらに、医療機関の情報を収集しつつ、看護協会のナースセンターの活動と連携する必要がある。 ③看護部長だけでなく、事務長クラスも共に学ぶことのできる研修を検討
3 研修体制の充実	新人看護職員研修補助金対象施設:24施設 多施設合同研修:医療安全、感染管理、注射輸液、フィジカルアセスメント、救急対応 新人助産師合同研修:5日間 保健師助産師看護師実習指導者講習会:参加者29人 訪問看護研修:3日間 看護教員継続研修:4日間	・新人看護職員、中堅看護職員、さらに看護管理者等に対して、段階に応じた研修を実施することで、離職を防止し、臨床実践能力を向上させた。 ・在宅移行役割を担う病棟看護職員、在宅領域で勤務する看護職員に対して、キャリア開発ができる教育体制と研修受講後、在宅移行支援並びに訪問看護に関する実践能力を向上させた。 ・次世代の看護を担う学生を支援する教員に対して、教育内容の充実を図る研修を実施することで、看護教育の質を向上させた。	キャリアアップにつながる研修及び内容の充実	これまでの取組を継続するとともに、施設の特徴に応じた看護職員の育成方法及び新人看護職員の確保定着に向けた事業の再検討
4 キャリア形成支援 高知医療再生機構が、認定看護師や認定看護管理者の資格を取得するために必要な経費を一部支援	認定看護師:3人受講中(資格取得状況) 内訳:脳卒中リハビリテーション(1人)、感染管理(2人) 特定行為研修受講者:12名 補助金活用状況:受講者12名のうち受講者12名(7施設)	H25年からR3年までの医療機関別の認定看護師数は66人。職能団体が開催する研修の講師や施設内外の研修会の講師として活躍。 特定行為研修は、7施設12名が補助金を活用し、受講修了した。県内研修機関における修了生は、35名となった。	・認定看護師に加え、専門性の高い看護師の需要の増加を踏まえ、特定行為研修についても受講しやすい環境の整備が必要。 ・認定看護師資格取得支援事業を活用して資格取得をすすめる医療機関が固定化している。	・研修会等の機会を活用し、制度の周知を行う。

第7期 高知県保健医療計画 評価調書

評価項目	看護職員(看護師・准看護師)	担当課名	医療政策課
------	----------------	------	-------

第7期 高知県保健医療計画 記載内容

現状	課題	対策	目標				第8期保健医療計画策定に向けた総括 (項目全体の評価及び課題等)
			項目	目標設定時	直近値 (計画評価時)	目標 (令和5年度)	
1 看護師等の就業状況 人口10万人当たりの就業数(H30) ・看護師:1,511.0人(全国1位)・准看護師:485.8人(全国7位) ・100床当たりの看護師数は59.2人と全国47位 ・中央保健医療圏に8割の看護職員が集中している。	就職先に地域偏在がある		看護師等養成奨学金受給者の指定医療機関就職率	82.2%	92.9% (R3年度)	93.5%	
2 養成状況 ・県内13校の看護師等学校養成所があり、入学定員数は825人 ・約9割が中央保健医療圏に、6割以上が高知市内に就職 ・大学や5年一貫校の県内就職率が低い。 ・新卒の就職者のうち約4割の者が県外に就職している。	県内に就職する看護師の割合が低い	県内に就職する仕組みづくりの検討					
3 中山間地域及び急性期病院での人材確保 県内に就職する者の約8割が中央保健医療圏に集中し、中山間地域における看護職員の確保が困難 診療報酬の改定で看護師等の需要が増えた事により、急性期病院における看護職員の確保が困難	中山間部や急性期病院などの看護職員の確保が厳しい						
4 離職防止と潜在看護師の活用 常勤看護職員の離職率:8.3% 新人看護職員の離職率:8.3% 今後18歳人口の減少が予測されることから、新卒者の確保が困難	離職防止と潜在看護職員の再就業の促進	・働きやすい職場環境の整備と潜在看護職員の復職支援の検討 ・段階に応じたキャリアアップが図れる体制の整備					
5 専門性の高い看護師等の状況 ・専門看護師 13分野42人、認定看護師 21分野114人 ・専門分野により看護師数の偏りがある。 ・特定行為研修修了者 2区分11人 ・研修実施施設 1施設(近森病院) ・長期間の研修を受ける必要があり、本人・勤務先の負担が大きい。	研修が受けられる環境を確保しづらい。		認定看護師、特定行為研修を受講した者を一定数確保	(H28) 認定看護師 12人 特定行為終了者 11人	(H28~R2) 認定看護師 22人 (H28~R3) 特定行為研修修了者53人	認定看護師、特定行為研修修了者 合計 10人/年	

令和4年度の取り組みについて

P(計画)	D(実行)	C(評価) ※平成30年度から令和4年度までの総括を含む	A(改善) ※第8期保健医療計画に向けた課題及び対策を含む	
			課題	今後の対策
1 次世代の育成と県内定着 ①関係団体と連携した事業の実施 こち看護フェア、進学ガイダンスの開催 ②看護学生に対して「看護師等養成奨学金」の定期的な説明及び指定医療機関の病院紹介 ③学校運営及び教育体制の強化と充実 ④卒業生の県内就職者の確保	①こち看護フェア、進学ガイダンスの開催 ②奨学金制度及び看護師等学校への進学説明会を開催 ・4月に県内の看護学校等で奨学金に関する説明会(8校(204名))を実施 ・進学説明会にて奨学金に関する説明を4月~7月に実施(高等学校18校延べ231人) ・奨学金借受者を対象とする面談を7~9月に実施(113名)。対面での面談が困難な借受については電子申請を利用して状況確認を行った。 ③5校に看護師等養成所運営費補助金(国立、龍馬、開成、近森、清和)交付決定額:80,883千円 ④看護職員就職フェアの開催を「さんSUN高知」や「ほっとこち」で広報。「高知県看護職員就職ガイド」リーフレットの発行(1,200部)			
2 職場環境の整備と復職支援の取組 ①潜在看護職員等復職支援研修の実施と拡大 ②就業環境改善指導者派遣事業の実施及び医療勤務環境改善支援事業との連携強化 ③教育担当者・実地指導者研修、看護管理者	①潜在看護職員研修の実施 ・再就職相談会の実施(年2回) ・復職支援研修会の開催(年5回) ②就業環境改善事業(病院訪問等)の実施 ③教育担当者研修:4日間 実地指導者研修:4日間 看護管理者研修:1回/年(看護部長・事務長対象)			
3 研修体制の充実	新人看護職員研修補助金対象施設:24施設 多施設合同研修:医療安全、感染管理、注射輸液、フィジカルアセスメント、救急対応、メンタルヘルスケア 新人助産師合同研修:5日間 保健師助産師看護師実習指導者講習会:修了者41人 看護職員継続研修:5日間			
4 キャリア形成支援 高知医療再生機構が、認定看護師や認定看護管理者の資格を取得するために必要な経費を一部支援	認定看護師:11人受講中(資格取得状況) 内訳:がん薬物療法看護(2人)、感染管理(4人)、クリティカルケア(1人)、認知症看護(1人)、緩和ケア(2人)、乳がん看護(1人) 特定行為研修受講者:21名、7施設			

第7期 高知県保健医療計画 評価調査

評価項目	看護職員(助産師)	担当課名	医療政策課
------	-----------	------	-------

第7期 高知県保健医療計画 記載内容

現状	課題	対策	目標			
			項目	目標設定時	直近値 (計画評価時)	目標 (令和5年度)
1 助産師の就業状況 ・就業助産師数 169人(H22)⇒184人(H28)⇒191人(H30)に増加 ・人口10万人あたりの就業助産師数 27.1人(全国37位) ・出生千人あたりの就業助産師数 41.9人(全国23位) ・一次周産期医療を担う診療所勤務25人、 二次・三次周産期医療を担う病院勤務140人 ←診療所・病院勤務86.4%		1 助産師の確保 ・奨学金制度の継続 ・復職支援 ・助産師のアウト等の支援	助産師緊急確保対策 奨学金貸付者の 新規県内就職者数	(平成30年度) 7名	(令和3年度) 8名	14名
2 助産師の養成・現任教育 ・高知県立大学看護学部看護学科(助産師課程) ←入学生員8名 ・高知大学大学院総合人間自然科学研究看護学専攻 (実践助産学課程)←入学生員5名程度 ・少子化、高齢妊娠の増加等によるハイリスク妊婦の増加 ・正常分娩の介助経験の積み重ねが困難	正常分娩介助を行う産地実習施設の確保 人材育成のための現任教育	2 助産師の専門性の向上 ・継続的な研修システム構築に向けた、計画的な現任教育の仕組み づくりの検討				
3 期待される役割の拡大 ・助産師外来・院内助産所等での専門性の活用 ・地域における助産師による支援の必要性が増大		3 周産期におけるチーム医療の推進 ・院内助産所、助産師外来の開設促進等				

令和3年度の取り組みについて

P(計画)	D(実行)	C(評価)	A(改善)	
			課題	今後の対策
1 助産師の確保 ①高知県助産師緊急確保対策奨学金(県内に就業する 新卒助産師確保) ②助産師学生の実習施設の拡大 ③県内分娩取扱施設への助産師アウト支援事業の周知、 助産師アウト等の支援	①高知県助産師緊急確保対策奨学金条例の新規申請・ 継続申請の審査を行い、貸付けを行う ②県内助産学生受入れ可能な病院看護部長に対し、実習 受入れ拡大について依頼 ③当初予定していたアウト者(1名)について、アウト元の都 合により中止となった。	①県内指定医療機関において助産師の業務に従事しよう とする者に対し、奨学金の貸付けを行った。また、奨学金 借受者との面談を実施し、奨学金制度の説明や指定医療 機関への就業を確認することができた。 ※助産師緊急確保対策奨学金貸付者の指定医療機関就 職率 100%(R4年3月) ③新型コロナウイルスの影響により中止となり、アウト支援 事業の実施には至らなかった。	①高知県の助産師を確保するため、指定医療 機関の魅力伝える取組が必要。 ③・アウト元と受入れ側のニーズがマッチしないと アウトの実施に繋がらない。 ・実施に当たっては新型コロナウイルス感染症 の影響を受けやすく、時期によっては予定通り の実施が困難となる。	①県の奨学金制度の周知を行い、県内の指 定医療機関へ就職するよう働きかけていく。 ③アウトの希望があった場合には、その目的に 合ったものとなるように、コーディネーターと連 携してアウト先のマッチングを行う。
2 助産師の専門性の向上 新人助産師合同研修事業	高知県看護協会に委託して、新人助産師に対する研修(5 日間)を実施	研修を実施することで、助産師としての基本的な臨床実践 能力の獲得につなげることができた。また、研修を通して 新人助産師間の交流を図ることができた。 参加者数:(全体)20名 実施日:7月31日、8月28日、9月25日、11月3日、12月18 日	キャリアアップにつながる研修及び内容の充 実。	これまでの取組みを継続するとともに、施設の 特徴に応じた助産師の専門性の向上に向け た事業の再検討。

令和4年度の取り組みについて

P(計画)	D(実行)	C(評価) ※平成30年度から令和4年度までの総括を含む	A(改善) ※第8期保健医療計画に向けた課題及び対策を含む	
			課題	今後の対策
1 助産師の確保 ①高知県助産師確保対策奨学金(県内に就業する新卒 助産師確保) ②助産師学生の実習施設の拡大 ③県内分娩取扱施設への助産師アウト支援事業の周知、 助産師アウト等の支援	①高知県助産師確保対策奨学金条例の新規申請・継続 申請の審査を行い、貸付けを行う。また、奨学金借受者との 面談を行う。 ②県内助産学生受入れ可能な病院看護部長に対し、実習 受入れ拡大について依頼 ③アウトの希望がなく、実施予定無し。希望があった場合に はアウト先のマッチングを行う。			
2 助産師の専門性の向上 新人助産師合同研修事業	高知県看護協会に委託して、新人助産師に対する研修(5 日間)を実施			

第7期 高知県保健医療計画 評価調書

評価項目	看護職員(保健師)	担当課名	保健政策課
------	-----------	------	-------

第7期 高知県保健医療計画 記載内容

現状	課題	対策	目標			
			項目	目標設定時	直近値 (計画評価時)	目標 (令和5年度)
<p>1 保健師の状況(平成28年12月31日現在)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>人口10万人あたり73.5人(全国第2位)</li> <li>就業場所は、県94人(17.8%)、市町村351人(66.2%)、その他事業所等85人(16.0%)</li> <li>年齢別では、30歳代が135人(25.5%)、40歳代172人(32.5%)と30～40歳代保健師の割合が高い。</li> </ul> <p>県内には、保健師を養成する施設は2大学、1短期大学(専攻科)があり、入学定員はH30卒業生までは170人、H31卒業生からは135人(※高知大学が選抜制になったことにより、H31から定員が少なくなる)</p> <p>3 期待される役割の変化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>少子高齢化の進展や疾病構造の変化などによる複雑多岐な健康課題への対応</li> <li>南海トラフ地震をはじめとする健康危機管理事象発生時における保健活動の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>様々な分野で働く保健師が、専門性を高め、実践力を向上させるとともに、分野間の連携を深め、保健活動の優先度を決定し、効果的・効率的な保健活動を展開することが必要</li> <li>南海トラフ地震をはじめとする健康危機管理事象発生時には、迅速に適切な保健活動を行うことが必要</li> </ul>	<p>1. 行政に所属する保健師の人材育成</p> <p>高知県保健師人材育成ガイドラインに基づき、人事交流や集合研修、保健師のOJT(職場内研修)を充実させ、新任期、中堅期、管理期と階層に応じた人材育成に努めるとともに、ガイドラインの内容を見直し、充実する。</p> <p>また、南海トラフ地震に備え、平成29年度に改定した「南海トラフ地震時保健活動ガイドライン(Ver.2)」に基づき、市町村ごとの災害時保健活動マニュアル作成及び見直しを支援するとともに、訓練や研修により災害時に活動できる保健師の育成を進める。</p> <p>2. 関係団体と連携した保健師の人材育成</p> <p>県及び関係団体は、生活習慣病の予防や介護予防など、地域における県民の健康づくりの取り組みを進めるため、相互に連携して保健や医療に関する研修会を開催するなど、体系的に研修を実施する。</p> <p>また、高知県保健師人材育成評価検討会において、関係団体や大学などが実施する研修や人材育成の取組とも連携を図る。</p>	<p>①新任期保健師育成プログラム参加率</p> <p>②保健活動評価研修終了者数</p>	<p>①100%</p> <p>②59名</p>	<p>①100%(R2実施率)</p> <p>②85名(R2は新型コロナウイルス感染症の状況を考慮し中止)</p>	<p>①100%</p> <p>②155名</p>

令和3年度の取り組みについて

P(計画)	D(実行)	C(評価)	A(改善)	
			課題	今後の対策
1 保健師の人材確保	<p>①市町村保健師の募集について県内大学へ情報提供及び県ホームページと高知求人ネットへ掲載して周知</p> <p>②市町村保健師の募集について高知県ナースセンターの活用促進を周知</p>	<p>市町村から保健師募集に関する情報提供があった場合は、県ホームページに掲載するとともに、県内大学への情報提供を行い、保健師の人材確保に努めた。</p>	<p>保健師の退職や増員に伴う新規採用、長期休業者の代替保健師の確保等、市町村の状況に応じて、個別に対応していくことが必要。また、採用後の定着に向けた対応について検討する必要がある。</p>	<p>引き続き県内大学に市町村保健師募集情報を提供し、人材確保について連携を図る。また、採用後の定着に向けた対応について高知県保健師人材育成評価検討会等で検討する。</p>
2 行政で従事する保健師の人材育成	<p>①新任期保健師人材育成支援プログラム参加市町村 23市町村</p> <p>②階層別研修受講者数(実人数)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>中堅期保健師人材育成研修 7249名(32回)、<del>41/29予定</del></li> <li>管理期保健師人材育成研修 3234名(1回)</li> <li>保健活動評価研修(中堅期) 4名</li> </ul>	<p>①新任期保健師人材育成プログラムには、ほとんどの市町村が参加しており、市町村と県が連携した新任期保健師の人材育成が進められている。</p> <p>②中堅期及び管理期人材育成研修は、新型コロナウイルス感染症の影響により一部研修が中止となったが、健康危機管理研修やPDCA・地区診断研修は開催することができた。感染症対策のため、演習ができなかった研修があり、受講者からは意見交換をしたいという声が聞かれた。次年度の研修は意見交換を取り入れる必要がある。通年で取り組む必要がある保健活動評価研修の受講者は4名に留まっている。</p>	<p>中堅期及び管理期保健師を対象とした人材育成プログラムを充実させることが必要。保健活動評価研修は、1度も参加経験のない市町村があり、市町村によって差がある。</p>	<p>今後も新型コロナウイルス感染症の影響が想定されるため、Web研修の実施、感染予防対策を行った上での集合研修等、実施方法を工夫し、研修機会を確保する。保健活動評価研修については、未受講市町村に対して受講を促していく。</p>
3 関係団体と連携した人材育成	<p>①行政や医療保険者等を対象にした生活習慣病に関する研修会を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>特定保健指導従事者育成研修会(延人数)276名</li> <li>新型コロナウイルスの影響により血管病重症化予防に関する研修会は中止</li> </ul> <p>②高知県保健師人材育成評価検討会にて、県内の保健師養成課程を持つ大学や職能団体の意見を聞きながら、保健師の人材育成に取り組んでいる。</p>	<p>①研修を通して保健指導技術の向上が図れた。</p> <p>②高知県保健師人材育成評価検討会にて大学や職能団体と意見交換を実施した。</p>	<p>多様化する保健ニーズに対応できる保健師の人材育成のためには、引き続き関係団体との連携・協働が必要。</p>	<p>引き続き関係団体と協働で人材育成に取り組んでいく。</p>

第7期 高知県保健医療計画 評価調書

評価項目	看護職員(保健師)	担当課名	保健政策課
------	-----------	------	-------

第7期 高知県保健医療計画 記載内容

現状	課題	対策	目標				第8期保健医療計画策定に向けた総括 (項目全体の評価及び課題等)
			項目	目標設定時	直近値 (計画評価時)	目標 (令和5年度)	
<p>1 保健師の状況(平成28年12月31日現在)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>人口10万人あたり73.5人(全国第2位)</li> <li>就業場所は、県94人(17.8%)、市町村351人(66.2%)、その他事業所等85人(16.0%)</li> <li>年齢別では、30歳代が135人(25.5%)、40歳代172人(32.5%)と30~40歳代保健師の割合が高い。</li> </ul> <p>県内には、保健師を養成する施設は2大学、1短期大学(専攻科)があり、入学定員はH30卒業生までは170人、H31卒業生からは135人 (※高知大学が選抜制になったことにより、H31から定員が少なくなる)</p> <p>3 期待される役割の変化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>少子高齢化の進展や疾病構造の変化などによる複雑多岐な健康課題への対応</li> <li>南海トラフ地震をはじめとする健康危機管理事象発生時における保健活動の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>様々な分野で働く保健師が、専門性を高め、実践力を向上させるとともに、分野間の連携を深め、保健活動の優先度を決定し、効果的・効率的な保健活動を展開することが必要</li> <li>南海トラフ地震をはじめとする健康危機管理事象発生時には、迅速に適切な保健活動を行うことが必要</li> </ul>	<p>1. 行政に所属する保健師の人材育成</p> <p>高知県保健師人材育成ガイドラインに基づき、人事交流や集合研修、保健師のOJT(職場内研修)を充実させ、新任期、中堅期、管理期と階層に応じた人材育成に努めるとともに、ガイドラインの内容を見直し、充実する。 また、南海トラフ地震に備え、平成29年度に改定した「南海トラフ地震時保健活動ガイドライン(Ver.2)」に基づき、市町村ごとの災害時保健活動マニュアル作成及び見直しを支援するとともに、訓練や研修により災害時に活動できる保健師の育成を進める。</p> <p>2. 関係団体と連携した保健師の人材育成</p> <p>県及び関係団体は、生活習慣病の予防や介護予防など、地域における県民の健康づくりの取り組みを進めるため、相互に連携して保健や医療に関する研修会を開催するなど、体系的に研修を実施する。 また、高知県保健師人材育成評価検討会において、関係団体や大学などが実施する研修や人材育成の取組とも連携を図る。</p>	<p>①新任期保健師育成プログラム参加率</p> <p>②保健活動評価研修終了者数</p>	<p>①100%</p> <p>②59名</p>	<p>①100%(R3実施率)</p> <p>②89名(R3)</p>	<p>①100%</p> <p>②155名</p>	

令和4年度の取り組みについて

P(計画)	D(実行)	C(評価) ※平成30年度から令和4年度までの総括を含む	A(改善) ※第8期保健医療計画に向けた課題及び対策を含む	
			課題	今後の対策
1 保健師の人材確保	<p>①市町村保健師の募集について県内大学へ情報提供及び県ホームページと高知求人ネットへ掲載して周知</p> <p>②市町村保健師の募集について高知県ナースセンターの活用促進を周知</p>			
2 行政で従事する保健師の人材育成	<p>①新任期保健師人材育成支援プログラム参加市町村 25市町村</p> <p>②階層別研修受講者数(実人数)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>中堅期保健師人材育成研修 30名(3回)</li> <li>管理期保健師人材育成研修 11名(1回) 12/23予定</li> <li>保健活動評価研修(中堅期) 3名</li> </ul>			
3 関係団体と連携した人材育成	<p>①行政や医療保険者等を対象にした生活習慣病に関する研修会を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>特定保健指導従事者育成研修会</li> <li>血管病重症化予防に関する研修会</li> </ul> <p>②高知県保健師人材育成評価検討会にて、県内の保健師養成課程を持つ大学や職能団体の意見を聞きながら、保健師の人材育成に取り組む。</p>			

第7期 高知県保健医療計画 評価調書

評価項目	理学療法士・作業療法士・言語聴覚士	担当課名	医療政策課
------	-------------------	------	-------

第7期 高知県保健医療計画 記載内容

現状	課題	対策	目標			
			項目	目標設定時	直近値 (計画評価時)	目標 (令和5年度)
県内の病院で勤務する就業者数は、平成27年10月1日時点において、理学療法士1,207.6人、作業療法士618.9人、言語聴覚士247.9人(いずれも常勤換算)となっており、いずれの職種も年々増加している。また、10万人あたりの就業者数は全国平均を大幅に上回っている。 介護老人保健施設で勤務している就業者は、理学療法士・作業療法士は増加、言語聴覚士は横ばいとなっている。	それぞれの職種の就業者数は全国平均を上回っているが、高齢化の進展や慢性疾患の増加などの疾病構造の変化、医学・医療技術の急速な進歩・発展に伴う医療技術者の担当分野の細分化などへ対応するため、一層の専門性の向上に努める必要がある。	各職種の関係団体などが行う、各業務に関する知識・技能の向上を目指した研修に対して支援を行う。				

令和3年度の取り組みについて

P(計画)	D(実行)	C(評価)	A(改善)	
			課題	今後の対策
理学療法士・作業療法士の教育の充実を図るため、養成所の実習施設追加申請等に対し、内容の精査等により、適正な養成所運営を支援する。また、新型コロナウイルス感染症に関する問い合わせがあると考えられるため、国の通知等を参考に迅速な対応を行う。	県内の3養成所からの変更申請に対する承認事務を通じ、適正な学校運営の支援を図った。 また、新型コロナウイルス感染症に関する問い合わせが多数あったため、国の通知等を参考に迅速な対応を行った。	主な変更申請内容である、実習施設の追加により、実施実習の確保を図れたことで、適正な教育体制の維持が図れた。	理学療法士等の活躍する場の広がりに伴ったスキルを身に付ける機会の確保が必要。	養成段階においては、引き続き一定の教育体制の維持を図っていくとともに、より専門性の高い研修の機会を確保するため、理学療法士協会等、関係団体へ助言などを行うことで支援を図る。

令和4年度の取り組みについて

P(計画)	D(実行)	C(評価) ※平成30年度から令和4年度までの総括を含む	A(改善) ※第8期保健医療計画に向けた課題及び対策を含む	
			課題	今後の対策
理学療法士・作業療法士の教育の充実を図るため、養成所の実習施設追加申請等に対し、内容の精査等により、適正な養成所運営を支援する。また、新型コロナウイルス感染症に関する問い合わせがあると考えられるため、国の通知等を参考に迅速な対応を行う。	県内の3養成所からの変更申請に対する承認事務を通じ、適正な学校運営の支援を図った。 また、新型コロナウイルス感染症に関する問い合わせが多数あったため、国の通知等を参考に迅速な対応を行った。			

第7期 高知県保健医療計画 評価調書

評価項目	管理栄養士・栄養士	担当課名	保健政策課
------	-----------	------	-------

第7期 高知県保健医療計画 記載内容

現状	課題	対策	目標			
			項目	目標設定時	直近値 (計画評価時)	目標 (令和5年度)
1. 管理栄養士・栄養士の状況 ・県16人、高知市13人、その他市町村42人(平成29年6月現在) ・高知市を除いた市町村管理栄養士・栄養士の配置率72.7%、全国平均84.4%(H29) ・病院の従事者411.1人(H27病院報告 常勤換算) ・管理栄養士1人未満の病院1(H28病院報告) ・栄養教諭の配置 ・栄養教諭の配置小中学校59人(平成29年4月現在)	・すべての市町村に管理栄養士・栄養士が配置されていない ・病院及び有床診療所への管理栄養士の配置が必要であり、さらに無床診療所での管理栄養士の活用が望まれる	・管理栄養士・栄養士を雇用していない市町村に対しては配置を、また、既に配置している市町村に対しては、複数人数の配置を促す ・医療機関の管理栄養士・栄養士の需要動向を把握し、人材の確保や養成の在り方、再就職に向けた支援方法などについて、養成施設や関係団体と協議する			・県17人、高知市11人、その他市町村39人(令和3年6月現在) ・高知市を除いた市町村管理栄養士・栄養士の配置率72.7% ・栄養教諭の配置 計80名(小中学校60人、特別支援4人、非正規14人(令和3年5月現在))	
2. 養成施設 ・管理栄養士養成施設は大学1校、栄養士養成施設は短期大学1校あり、入学定員は120人(H29) ・管理栄養士養成施設は大学2校(入学定員は40名、70名)、栄養士養成施設は短期大学1校あり(入学定員は80名(現在募集停止))(R3)	・管理栄養士の約3割程度、栄養士の約8割程度が県内で就業しているが、管理栄養士の一層の確保が必要				・管理栄養士養成施設は大学2校(入学定員は40名、70名)、栄養士養成施設はなし(1校あった短期大学はR4.3.31で廃止となった)(R4)	
3. 期待される役割 ・特定保健指導や栄養サポートチームの展開など多職種と連携した多岐にわたる活動 ・南海トラフ地震に備えた災害時の支援活動	・人材の確保と専門性の向上 ・災害時に活動できる人材の育成	・専門性の向上を図るため、医療機関や養成施設、関係団体等と連携して研修を実施する				

令和3年度の取り組みについて

P(計画)	D(実行)	C(評価)	A(改善)	
			課題	今後の対策
人材育成 ・行政栄養士等育成研修等の実施 ・ガイドラインに基づく人材育成の実施	・行政栄養士等育成研修会年1回実施 ・福祉保健所単位で市町村栄養士担当学会の開催 ・行政栄養士研修会新任期(1~2年目)年2回実施 ・行政栄養士研修会中堅期(保健師と合同)年1回実施	・高知県行政栄養士人材育成ガイドラインに基づいて研修会を開催し、各ステージにおける人材育成ができた。	・ガイドラインに基づいたステージ毎の継続した育成が必要である。	・継続して人材育成に係る研修会を開催する。
南海トラフ地震等に備えた災害時の支援活動	・高知県南海トラフ地震時栄養・食生活支援活動事例検討会の開催	・栄養・食生活支援活動において、必要とされる知識や技術の習得に向けて栄養士としての能力向上を図ることができた。	・栄養・食生活支援活動の体制整備のため、市町村保健活動マニュアルにガイドラインVer2が盛り込めるよう支援が必要	・市町村保健活動マニュアル改定時にガイドラインVer2の内容を盛り込めるよう支援していく。

令和4年度の取り組みについて

P(計画)	D(実行)	C(評価) ※平成30年度から令和4年度までの総括を含む	A(改善) ※第8期保健医療計画に向けた課題及び対策を含む	
			課題	今後の対策
人材育成 ・行政栄養士等育成研修等の実施 ・ガイドラインに基づく人材育成の実施	・行政栄養士等育成研修会年1回実施 ・福祉保健所単位で市町村栄養士担当学会の開催 ・行政栄養士研修会新任期(1~2年目)年2回実施 ・行政栄養士研修会中堅期(保健師と合同)年1回実施予定			
南海トラフ地震等に備えた災害時の支援活動	・高知県南海トラフ地震時栄養・食生活支援活動事例検討会の開催			

第7期 高知県保健医療計画 評価調書

評価項目	歯科衛生士・歯科技工士	担当課名	保健政策課・在宅療養推進課
------	-------------	------	---------------

第7期 高知県保健医療計画 記載内容

現状	課題	対策	目標			
			項目	目標設定時	直近値 (計画評価時)	目標 (令和5年度)
1. 歯科衛生士・歯科技工士の状況 ・歯科衛生士の医療機関への就業者数は955人、人口10万人当たり142.1人、全国平均104.9人(平成30年衛生行政報告例) ・圏域別の1歯科診療所当たりでは、安芸2.1人、中央2.3人、高幡1.5人、幡多1.3人 ・歯科技工士の医療機関等への就業者数は235人、人口10万人当たり33.3人、全国平均27.3人(平成30年衛生行政報告例)	・市内の歯科技工士養成所の廃止に伴い、今後、歯科技工士の人材不足が懸念される。	・離職した歯科医療従事者に対する復職支援を行うとともに、大学などの関係機関と連携し、人材の確保に努める。 ・歯科保健・医療のニーズなどの需要動向を踏まえ、養成のあり方について関係団体と検討し、歯科衛生士・歯科技工士の確保に努める。				
2. 期待される役割 ・在宅歯科医療の対応力強化に向けた人材の確保と専門性の向上 ・南海トラフ地震など大規模災害時の被災者への口腔ケアや医療救護活動などへの派遣体制の検討	在宅歯科医療や災害対応に向けた人材の確保と専門性の向上が必要。	在宅歯科医療の推進・充実に向け、歯科衛生士に対する研				

令和3年度の取り組みについて

P(計画)	D(実行)	C(評価)	A(改善)	
			課題	今後の対策
在宅歯科医療の充実	・人材育成研修会を開催5回開催予定	・研修会等の開催により、歯科衛生士の在宅歯科医療に対する知識・技術の向上を図ることができた。	・在宅歯科医療に携わる人材のさらなる育成・確保が必要。	・在宅歯科医療の人材育成研修会の継続。
歯科衛生士の人材確保対策	・歯科衛生士養成奨学金貸付の実施(R1及びR2からの継続者10名、R3年度新規2名)	・令和3年度卒業生2名が指定指定医療機関への就職につながった。	・歯科衛生士の地域偏在の是正と安定的な養成を図る必要がある。 ・歯科医師会の理解・協力のもと指定地域の医療機関への就職に向けた支援が必要	・奨学金制度事業の継続 ・指定地域の医療機関への就職につなげるため、歯科医師会と養成施設との連携を支援

令和4年度の取り組みについて

P(計画)	D(実行)	C(評価) ※平成30年度から令和4年度までの総括を含む	A(改善) ※第8期保健医療計画に向けた課題及び対策を含む	
			課題	今後の対策
在宅歯科医療の充実	・人材育成研修会を開催4回開催予定			
歯科衛生士の人材確保対策	・歯科衛生士養成奨学金貸付の実施(R2及びR3からの継続者6名、R4年度新規3名)			

第7期 高知県保健医療計画 評価調書

評価項目	医療ソーシャルワーカー	担当課名	医療政策課
------	-------------	------	-------

第7期 高知県保健医療計画 記載内容

現状	課題	対策	目標			
			項目	目標設定時	直近値 (計画評価時)	目標 (令和5年度)
1 就業者数 病院や介護老人保健施設等で勤務 高知県医療ソーシャルワーカー協会加入者 約270名	全医療施設等に必要数のMSWが配置されていないことと、医療機関内の指導体制が弱い。	国立保健医療科学院で開催される医療ソーシャルワーカーリーダーシップ研修への派遣				

令和3年度の取り組みについて

P(計画)	D(実行)	C(評価)	A(改善)	
			課題	今後の対策
専門性の向上 国立保健医療科学院で開催される医療ソーシャルワーカーリーダーシップ研修への派遣	研修内容の周知と受講者募集案内を関係団体会長及び医療機関あてに研修派遣依頼・情報提供 団体のホームページ等を活用した情報発信	幡多福祉保健所管内の医療機関から1名の受講者があった。 また、医療ソーシャルワーカー協会の活動にも貢献され、学びの共有がされた。	コロナ禍の中で、オンラインによる授業が主となっているが、平日の複数日の研修には参加しづらい。	研修参加者が報告会等で研修内容、学びを報告する機会を設けるよう依頼する。

令和4年度の取り組みについて

P(計画)	D(実行)	C(評価) ※平成30年度から令和4年度までの総括を含む	A(改善) ※第8期保健医療計画に向けた課題及び対策を含む	
			課題	今後の対策
専門性の向上 国立保健医療科学院で開催される医療ソーシャルワーカーリーダーシップ研修への派遣	研修内容の周知と受講者募集案内を関係団体会長及び医療機関あてに研修派遣依頼・情報提供 医療ソーシャルワーカー協会(関係団体の長)には、昨年度の参加者数等の現状報告 団体のホームページ等を活用した情報発信			

第7期 高知県保健医療計画 評価調書

評価項目	患者本位の医療の提供	担当課名	医療政策課
------	------------	------	-------

第7期 高知県保健医療計画 記載内容

現状	課題	対策	目標			
			項目	目標設定時	直近値 (計画評価時)	目標 (令和5年度)
<ul style="list-style-type: none"> <li>患者が安心して医療を受けるためには、患者と医療従事者との間に信頼関係が構築していることが重要</li> <li>患者本人が求める医療サービスを受けることが可能となる取組(インフォームド・コンセント)が求められている</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>取組は一定浸透してきたが、継続した取組が必要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>インフォームド・コンセント等の推進のため、平成18年医療法改正により、入院時の治療計画書の作成並びに交付及び適切な説明等の規定がされたため、立入検査等必要に応じて医療機関に対し必要性の周知と指導を行うなどの取組の推進</li> </ul>				
<ul style="list-style-type: none"> <li>診断や治療方針について主治医以外の医師の意見を聞くセカンドオピニオンを活用できる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>希望する患者や家族がセカンドオピニオンを受けるためには情報の提供が必要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「こうち医療ネット」で、セカンドオピニオンを実施している医療機関名の公表</li> </ul>				
<ul style="list-style-type: none"> <li>医療法では、医療機関における診療内容に関する情報の報告を義務付けるとともに、その情報を住民や患者に対し分かりやすい形で提供することで、適切な医療機関の選択を支援する医療機能情報提供制度を設けている</li> <li>高知県では平成22年度から医療機関がインターネット上から医療機能情報を登録でき、かつ、県民がその情報を閲覧できるシステム「こうち医療ネット」を運用している</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>医療機能情報提供制度は、医療機関が自らの責任で情報を報告し、県は基本的にその情報をそのまま公表するものとされているため、医療機関側の入力誤りや定期的な更新作業を怠った場合、誤った情報が発信されることとなる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>誤った情報登録があった場合は速やかに是正を求めるほか、医療機関への立入検査などにおいて医療機能情報提供制度の周知徹底を行う</li> </ul>				

令和3年度の取り組みについて

P(計画)	D(実行)	C(評価)	A(改善)													
			課題	今後の対策												
<ul style="list-style-type: none"> <li>立入検査のなかで、患者が入院する際に、医師が患者・家族に対し入院中の治療に関する計画等を書面にて作成・交付し適切な説明を行っているか確認する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>立入検査の中で、患者が入院する際に、医師が患者・家族に対し入院中の治療に関する計画等を書面にて作成・交付し適切な説明を行っているか確認する。 (※新型コロナウイルス感染症の感染状況の影響による立入検査:限られた施設かつ病棟でのラウンドが可能な場合)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>医療相談の中で、医師に聞きたいことを聞くことにより患者が求める医療サービスを受けることができるということを知ることができている。</li> </ul>														
<ul style="list-style-type: none"> <li>「こうち医療ネット」で、セカンドオピニオンを実施している医療機関名の公表</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>医療機関に「こうち医療ネット」への報告の周知依頼</li> <li>「こうち医療ネット」における「セカンドオピニオン」での検索については、令和3年度システム保守運用の範囲内で修正対応している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>セカンドオピニオンを実施している医療機関が「こうち医療ネット」に登録することで、希望する患者や家族に情報の提供が一定できている。</li> </ul>														
<ul style="list-style-type: none"> <li>医療法改正に伴い「こうち医療ネット」の入力項目が変更したため、システム改修を実施する。</li> <li>「こうち医療ネット」の更新率の向上を図る。</li> <li>医療機能情報提供制度のR5年度に厚生労働省が所管する全国統一システムへの移行に伴う、R4年度テストデータ移行作業に係る予算要求を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和4年1月までにシステム改修を行い、令和4年2月から運用する。</li> <li>改修に伴い、全医療機関に改修後の「こうち医療ネット」の修正報告するとともに、定期報告の更新ができていない医療機関には更新するよう周知を図る。また、関係機関へも周知の実施と協力を依頼する。</li> <li>医療機能情報提供制度は医療法に規定されており、施設において立入検査時に、「こうち医療ネット」の定期更新の実施について確認する。 (新型コロナウイルス感染症の影響により限定 ※高知市除く)</li> <li>R4年度テストデータ移行作業に係る予算要求を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>更新の周知を図ったものの、更新率は昨年度より低下した。</li> </ul> <p>[R4.12.9時点] (全体の平均)(高知市内)(高知市以外)</p> <table border="1"> <tr> <td>病院</td> <td>77%</td> <td>66%</td> <td>88%</td> </tr> <tr> <td>一般診療所</td> <td>38%</td> <td>29%</td> <td>46%</td> </tr> <tr> <td>歯科診療所</td> <td>18%</td> <td>12%</td> <td>25%</td> </tr> </table>	病院	77%	66%	88%	一般診療所	38%	29%	46%	歯科診療所	18%	12%	25%	<ul style="list-style-type: none"> <li>定期報告未実施医療機関への督促</li> <li>更新率の向上</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>全医療機関へ通知文書を送付する機会を利用するなど、定期報告を督促する文書を送付し、周知徹底を図る。また、併せて、関係団体への依頼も行き協力を求めていく。</li> <li>「こうち医療ネット」の一斉通報により定期報告の周知を図る。</li> <li>病院事務長連絡会において、「こうち医療ネット」について説明し周知を図る。また、高知市保健所が実施する高知市病院事務長連絡会において、「こうち医療ネット」の資料を配布し周知を図る。</li> </ul>
病院	77%	66%	88%													
一般診療所	38%	29%	46%													
歯科診療所	18%	12%	25%													

第7期 高知県保健医療計画 評価調書

評価項目	患者本位の医療の提供	担当課名	医療政策課
------	------------	------	-------

第7期 高知県保健医療計画 記載内容

現状	課題	対策	目標				第8期保健医療計画策定に向けた総括 (項目全体の評価及び課題等)
			項目	目標設定時	直近値 (計画評価時)	目標 (令和5年度)	
・患者が安心して医療を受けるためには、患者と医療従事者との間に信頼関係が構築していることが重要 ・患者本人が求める医療サービスを受けることが可能となる取組(インフォームド・コンセント)が求められている	・取組は一定浸透してきたが、継続した取組が必要	・インフォームド・コンセント等の推進のため、平成18年医療法改正により、入院時の治療計画書の作成並びに交付及び適切な説明等の規定がされたため、立入検査等必要に応じて医療機関に対し必要性の周知と指導を行うなどの取組の推進					
・診断や治療方針について主治医以外の医師の意見を聞くセカンドオピニオンを活用できる	・希望する患者や家族がセカンドオピニオンを受けるためには情報の提供が必要	・「こうち医療ネット」で、セカンドオピニオンを実施している医療機関名の公表					
・医療法では、医療機関における診療内容に関する情報の報告を義務付けるとともに、その情報を住民や患者に対し分かりやすい形で提供することで、適切な医療機関の選択を支援する医療機能情報提供制度を設けている ・高知県では平成22年度から医療機関がインターネット上から医療機能情報を登録でき、かつ、県民がその情報を閲覧できるシステム「こうち医療ネット」を運用している	・医療機能情報提供制度は、医療機関が自らの責任で情報を報告し、県は基本的にその情報をそのまま公表するものとされているため、医療機関側の入力誤りや定期的な更新作業を怠った場合、誤った情報が発信されることとなる	・誤った情報登録があった場合は速やかに是正を求めるほか、医療機関への立入検査などにおいて医療機能情報提供制度の周知徹底を行う					

令和4年度の取り組みについて

P(計画)	D(実行)	C(評価) ※平成30年度から令和4年度までの総括を含む	A(改善) ※第8期保健医療計画に向けた課題及び対策を含む	
			課題	今後の対策
・立入検査のなかで、患者が入院する際に、医師が患者・家族に対し入院中の治療に関する計画等を書面にて作成・交付し適切な説明を行っているか確認する。	・立入検査の中で、患者が入院する際に、医師が患者・家族に対し入院中の治療に関する計画等を書面にて作成・交付し適切な説明を行っているか確認する。 (※新型コロナウイルス感染症の感染状況の影響による立入検査：限られた施設かつ病棟でのラウンドが可能な場合)			
・「こうち医療ネット」で、セカンドオピニオンを実施している医療機関名の公表	・医療機関に「こうち医療ネット」への報告の周知依頼 ・「こうち医療ネット」における「セカンドオピニオン」での検索については、令和3年度システム保守運用の範囲内で修正対応している。			
・「こうち医療ネット」の更新率の向上を図る。 ・医療機能情報提供制度のR5年度に厚生労働省が所管する全国統一システムへの移行に伴う、R4年度テストデータ移行作業及びR5年度の本格稼働に向けた移行データ作業に係る予算要求を行う。	・定期報告の更新ができていない医療機関には更新するよう周知を図る。また、関係機関へも周知の実施と協力を依頼する。 ・医療機能情報提供制度は医療法に規定されており、施設において立入検査時に、「こうち医療ネット」の定期更新の実施について確認する。 (新型コロナウイルス感染症の影響により限定 ※高知市除く) ・R4年度テストデータ移行作業の実施 ・R5年度の本格稼働に向けた移行データ作業に係る予算要求を行う。			

第7期 高知県保健医療計画 評価調査

評価項目	医療の安全の確保	担当課名	医療政策課
------	----------	------	-------

第7期 高知県保健医療計画 記載内容

現状	課題	対策	目標				
			項目	目標設定時	直近値 (計画評価時)	目標 (令和5年度)	
<p>&lt;医療安全管理対策&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>医療安全支援センターは県と高知市が設置</li> <li>センターは県民からの医療に関する苦情や相談に対応</li> <li>県民を対象にした啓発活動や医療機関に対する研修会を実施</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>医療相談員の苦情や相談対応の向上につながる研修の受講</li> <li>県、高知市医療安全支援センターの活動報告や情報交換を行い、連携体制の強化</li> <li>立入検査等の機会に、医療機関における医療安全の確保について助言や情報提供を行う</li> <li>病院及び診療所の職員を対象にした医療安全管理研修会を開催し、職員のスキルアップを図る</li> <li>県のホームページや県政出前講座で医療相談窓口の周知や上手な医療機関へのかかり方の啓発を行う</li> </ul>	医療安全管理対策		<ul style="list-style-type: none"> <li>全医療機関において、医療安全の確保や相談体制の確立</li> <li>医療機関の相談窓口気軽に相談できる環境の整備</li> </ul>		
<p>&lt;院内感染対策&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>医療機関の具体的な方針のもと、院内全ての医療従事者が院内感染について正しく理解し、対策に取り組むことが必要</li> <li>個々の医療機関での日常の感染対策の強化と医療機関、高知市及び福祉保健所などの関係機関が連携して、院内感染予防及び院内感染発生時の体制を構築することが重要</li> <li>100床以下の病院が全病院数の半数、さらに高知市に医療機関が集中していることから、医療機関のネットワークを構築し、標準化された質の高い感染対策ができるよう取組を進めることが必要</li> <li>平成24年度より拠点病院の感染管理の専門家(ICD・ICN)や関係行政機関をメンバーとした「高知県医療関連感染対策地域支援ネットワーク会議」を立ち上げ、アウトブレイク時の対応の検討、情報共有や日常的な相互の協力関係の構築を推進</li> <li>最新の感染対策の情報・知識・技術を提供するため、医療機関職員を対象に医療関連感染対策研修会を実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>100床以下の病院が全病院数の半数を占めており、臨床検査部門がない病院も多く、基本となる標準予防策などの院内感染対策が不十分であったり、感染対策の体制が脆弱</li> <li>医療機関への具体的な支援として、県下を保健所管轄区域の6エリアに区分し検討会を行い、エリア毎の課題に対応した研修会等を開催して、感染対策の底上げを図る</li> <li>南海トラフ地震時等の災害時の感染症対策について、検討が必要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>医療関連感染対策地域支援ネットワーク会議の設置により、医療機関の感染対策への支援、対応策の検討、情報の共有や日常的な相互の協力関係の構築</li> <li>感染症のアウトブレイク発生時には、拠点病院の感染管理専門家による院内ラウンドや、臨時的ネットワーク会議を開催するなどの支援</li> <li>ネットワーク会議の委員やICN、行政をメンバーとしたワーキングを開催し、医療関連感染対策相談対応やアウトブレイク対応等の取組を検討するとともに、医療関連感染対策相談対応事業パンフレットを配布し、医療機関から気軽に相談できるよう周知を図る</li> <li>また医療機関からの相談内容を県のHPに「医療関連感染対策Q&amp;A」として掲載し、他の医療機関でも活用できるような情報提供を行う</li> <li>最新の感染対策の情報・知識・技術を提供することで、個々のスキルアップを図り、医療機関等の感染対策全体の底上げにつなげる</li> <li>各エリアの医療機関等に対し、研修会や交流会等、地域の実情に応じた事業を企画し開催する</li> <li>ネットワーク会議を中心とした医療関連感染対策のネットワークを生かし、災害時の感染症対策についても検討</li> </ul>	院内感染対策		<ul style="list-style-type: none"> <li>地域全体の医療現場での医療関連感染対策のレベルアップ</li> </ul>		

令和3年度の取り組みについて

P(計画)	D(実行)	C(評価)	A(改善)	
			課題	今後の対策
<ul style="list-style-type: none"> <li>患者等の医療に関する相談等に対応する。</li> <li>医療安全に関する研修会の受講等により、医療相談員の資質の向上を図る。</li> <li>患者等からの相談等に適切に対応するために、関係する機関、団体と連絡調整を行う。</li> <li>医療機関における医療安全管理体制の構築を促進することを目的に、医療機関職員を対象とした研修会を開催する。</li> <li>県のホームページや県政出前講座で医療安全支援センターの周知や上手な医療機関へのかかり方の啓発を行う。</li> <li>立入検査等の機会に、医療機関における医療安全の確保について助言や情報提供を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>医療相談対応(715件)</li> <li>医療相談員のスキルアップのための研修会への参加 参加者:4名(延べ)</li> <li>高知県医療安全推進協議会の実施(1回) 委員:医師会、歯科医師会、弁護士会、行政機関等</li> <li>高知市医療安全支援センターとの連絡会の実施(1回)</li> <li>医事担当者会等での高知県医療安全支援センターの活動の報告</li> <li>病院事務長連絡会での高知県医療安全支援センターの活動の報告(新型コロナウイルス感染症の影響により資料配布のみ)</li> <li>医療政策課ホームページに医療安全支援センターの紹介や上手な医療機関へのかかり方に関する情報を掲載</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>患者等からの医療に関する苦情や相談に対応し、必要時間関係機関等への助言や情報提供を行うことで、患者等の医療に対する信頼の確保につながった。</li> <li>医療相談員が研修会に参加することで、相談対応方法等に関する知識を深めることができた。</li> <li>高知県医療安全推進協議会で医療安全に関係する機関の代表者と協議をすることで、相談事例に対する専門的な助言が得られた。また、関係機関との情報共有もでき、医療安全の推進のための関係作りにつながった。</li> <li>高知市医療安全支援センターとの連絡会や医事担当者会を実施することで、相談事例の共有や活動報告ができ、連携の強化につながっている。</li> <li>上手な受診の仕方について県民に対して周知を行うことで、安心して診察・治療を受けるための医療従事者とのコミュニケーションについて理解を深めることにつながった。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>医療機関側の説明不足や患者等との意思疎通不足による誤解などが原因でのトラブルもあるため、医療機関と患者等とのコミュニケーションの充実が必要。</li> <li>今後も研修の機会が少ない診療所の医療安全管理に係る最新の情報を得る機会を継続して提供することが必要。</li> <li>病院に相談窓口があることを知らない方もおり、周知を図ることが必要。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ホームページや県政出前講座で医療安全支援センターの周知や上手な医療機関へのかかり方の啓発を行う。</li> <li>医療相談窓口のパンフレットを更新し、住民に窓口の案内及び上手な医療機関へのかかり方の啓発を行う。</li> <li>病院・診療所の職員を対象に医療安全に係る研修会を開催し、職員のスキルアップを図る。</li> <li>立入検査等の機会に、医療機関における医療安全の確保について助言や情報提供を行う。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>拠点病院等の感染管理の専門家であるICD及びICN等と連携し、平常時の地域における感染対策の取組の支援及びアウトブレイク時における対応及び再発防止への支援を実施する。</li> <li>拠点病院を中心として地域の医療機関を支援する体制や感染対策を充実・強化するため、地域の医療機関等のネットワークを整備し、日頃から相互に支援できる体制を構築する。</li> <li>最新の医療関連感染対策に係る情報を提供するために、医療機関等の職員を対象とした研修会を開催する。</li> <li>医療機関が気軽に相談できるよう医療関連感染対策相談対応事業の周知を図る。</li> <li>薬剤耐性(AMR)対策を推進するため、地域AMR協議会を設置し、医療機関における抗菌薬使用量の把握、抗菌薬適正使用の必要な対策等を検討する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>高知県医療関連感染対策地域支援ネットワーク会議(地域薬剤耐性対策協議会を兼ねる)及び高知県ICNネットワークの会の開催(新型コロナウイルスの影響で中止)</li> <li>エリアネットワーク事業の実施</li> <li>①中央東エリア:研修会(5月27日、6月14日、7月2日)</li> <li>医療関連感染対策相談対応事業の実施</li> <li>新型コロナウイルス感染症の院内感染対策について講演(臨時医療施設やまもも):2月21日</li> <li>相談件数:21件(うち実地支援該当17件(19回支援)、後方支援2件)</li> <li>医療政策課ホームページに医療関連感染対策Q&amp;Aを掲載</li> <li>医療関連感染対策相談対応事業パンフレットの配布</li> <li>高知県医療関連感染対策研修会の実施(新型コロナウイルス感染症流行のため中止)</li> <li>抗菌薬適正使用に係る地域の現状を把握(サーベイランス分析)(高知県感染対策・サーベイランス研究会委託)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>高知県医療関連感染対策地域支援ネットワーク会議と高知県ICNネットワークの会を合同開催としているが、令和3年度は新型コロナウイルスのため開催できていない。新型コロナウイルス感染症対策を主とした医療関連感染対策の向上のための取組の企画や検討、具体的な取組について協議を行うことで院内感染対策の強化につなげるために継続が必要。</li> <li>エリアネットワーク事業では、新型コロナウイルスの影響のため全てのエリアで研修会等の開催が出来なかったが、引き続き地域の現状に応じた取組を行い、地域の感染管理の専門家と行政機関が協働することで、医療機関を支援する関係作りが必要。</li> <li>医療関連感染対策相談対応事業については、新型コロナウイルス感染症が発生した医療機関及び施設へICN等を派遣し、施設内での感染対策強化につながった。</li> <li>高知県医療関連感染対策研修会は、令和3年度は新型コロナウイルス感染症の影響により中止としたが、現場で活用できる内容を学ぶことで、県内医療機関の院内感染対策の底上げにつながり、医療機関での院内感染対策の見直し等について考える機会となることから、継続が必要。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>100床以下の病院が全病院の半数を占めており、臨床検査部門がない病院もあるため、基本となる標準予防策などの院内感染対策が不十分であったり、感染対策の体制が脆弱な医療機関がある。また、小規模医療機関では抗菌薬適正使用の支援がなされていない場合がある。</li> <li>免疫力の低下した易感性患者は、通常の病原微生物のみならず、感染力の弱い微生物によっても院内感染を起こす可能性があるため、個々の医療従事者に判断を委ねるのではなく、医療機関全体で院内感染対策に取り組むことが必要。</li> <li>医療機関で、平時からの感染予防やアウトブレイク時(疑いを含む)の早期対応ができるよう、院内感染対策のさらなる充実・強化が必要。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>高知県医療関連感染対策地域支援ネットワークにおいて、平常時の地域における感染対策の取組への支援や、アウトブレイク時における適切な対応及び再発防止への支援を行う。</li> <li>感染症のアウトブレイク発生時には、拠点病院の感染管理専門家による院内ラウンドや、臨時的ネットワーク会議を開催するなどの支援を行う。</li> <li>医療関連感染対策相談対応事業パンフレットを配布し、医療機関が気軽に相談できるよう周知を図る。</li> <li>最新の感染対策の情報・知識・技術を提供することで、個々のスキルアップを図り、医療機関等の感染対策全体の底上げにつなげる。</li> <li>各エリアの医療機関等に対し、研修会や交流会等、地域の実情に応じた事業を企画し開催する。</li> <li>高知県医療関連感染対策地域支援ネットワーク会議を中心とした医療関連感染対策のネットワークを生かし、災害時の感染症対策についても検討を行う。</li> <li>薬剤耐性(AMR)対策に関する研修会を開催する。</li> </ul>

第7期 高知県保健医療計画 評価調査

評価項目	医療の安全の確保	担当課名	医療政策課
------	----------	------	-------

第7期 高知県保健医療計画 記載内容

現状	課題	対策	目標			第8期保健医療計画策定に向けた総括 (項目全体の評価及び課題等)
			項目	目標設定時	直近値 (計画評価時)	
<p>&lt;医療安全管理対策&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>医療安全支援センターは県と高知市が設置</li> <li>センターは県民からの医療に関する苦情や相談に対応</li> <li>県民を対象にした啓発活動や医療機関に対する研修会を実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>県民からの、苦情だけでなく健康や病気に関する相談や医療制度に関すること等多岐にわたるため、幅広い専門的な知識が必要</li> <li>どこの医療安全支援センターでも適切な対応ができるよう、各センターの連携や情報共有が必要</li> <li>医療相談窓口を知らない方への周知が必要</li> <li>医療相談件数の3割を占める医療機関に対する苦情・不満の要因として、医療機関側の説明が不十分であることや患者との意思疎通不足による誤解などが挙げられ、医療機関と患者及びその家族とのコミュニケーションの充実が必要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>医療相談員の苦情や相談対応の向上につながる研修会の受講</li> <li>県、高知市医療安全支援センターの活動報告や情報交換を行い、連携体制の強化</li> <li>立入検査等の機会に、医療機関における医療安全の確保について助言や情報提供を行う</li> <li>病院及び診療所の職員を対象にした医療安全管理研修会を開催し、職員のスキルアップを図る</li> <li>県のホームページや県政出前講座で医療相談窓口の周知や上手な医療機関へのかかり方の啓発を行う</li> </ul>	医療安全管理対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>全医療機関において、医療安全の確保や相談体制の確立</li> <li>医療機関の相談窓口気軽に相談できる環境の整備</li> </ul>		
<p>&lt;院内感染対策&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>医療機関の具体的な方針のもと、院内全ての医療従事者が院内感染について正しく理解し、対策に取り組むことが必要</li> <li>個々の医療機関での日常の感染対策の強化と医療機関、高知市及び福祉保健所などの関係機関が連携して、院内感染予防及び院内感染発生時の体制を構築することが重要</li> <li>100床以下の病院が全病院数の半数、さらに高知市に医療機関が集中していることから、医療機関のネットワークを構築し、標準化された質の高い感染対策ができるよう取組を進めることが必要</li> <li>平成24年度より拠点病院の感染管理の専門家(ICD・ICN)や関係行政機関をメンバーとした「高知県医療関連感染対策地域支援ネットワーク会議」を立ち上げ、アウトブレイク時の対応の検討、情報共有や日常的な相互の協力関係の構築を推進</li> <li>最新の感染対策の情報・知識・技術を提供するため、医療機関職員を対象に医療関連感染対策研修会を実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>100床以下の病院が全病院数の半数を占めており、臨床検査部門がない病院も多く、基本となる標準予防策などの院内感染対策が不十分であったり、感染対策の体制が脆弱</li> <li>医療機関への具体的な支援として、県下を保健所管轄区域の6エリアに区分し検討会を行い、エリア毎の課題に対応した研修会等を開催して、感染対策の底上げを図る</li> <li>南海トラフ地震時等の災害時の感染症対策について、検討が必要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>医療関連感染対策地域支援ネットワーク会議の設置により、医療機関の感染対策への支援、対応策の検討、情報の共有や日常的な相互の協力関係の構築</li> <li>感染症のアウトブレイク発生時には、拠点病院の感染管理専門家による院内ラウンドや、臨時のネットワーク会議を開催するなどの支援</li> <li>ネットワーク会議の委員やICN、行政をメンバーとしたワーキングを開催し、医療関連感染対策相談対応やアウトブレイク対応等の取組を検討するとともに、医療関連感染対策相談対応事業パンフレットを配布し、医療機関から気軽に相談できるよう周知を図る</li> <li>また医療機関からの相談内容を県のHPに「医療関連感染対策Q&amp;A」として掲載し、他の医療機関でも活用できるよう情報提供を行う</li> <li>最新の感染対策の情報・知識・技術を提供することで、個々のスキルアップを図り、医療機関等の感染対策全体の底上げにつなげる</li> <li>各エリアの医療機関等に対し、研修会や交流会等、地域の実情に応じた事業を企画し開催する</li> <li>ネットワーク会議を中心とした医療関連感染対策のネットワークを生かし、災害時の感染症対策についても検討</li> </ul>	院内感染対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域全体の医療現場での医療関連感染対策のレベルアップ</li> </ul>		

令和4年度の取り組みについて

P(計画)	D(実行)	C(評価) ※平成30年度から令和4年度までの総括を含む	A(改善) ※第8期保健医療計画に向けた課題及び対策を含む	
			課題	今後の対策
<ul style="list-style-type: none"> <li>患者等の医療に関する相談等に対応する。</li> <li>医療安全に関する研修会の受講等により、医療相談員の資質の向上を図る。</li> <li>患者等からの相談等に適切に対応するために、関係する機関、団体と連絡調整を行う。</li> <li>医療機関における医療安全管理体制の構築を促進することを目的に、医療機関職員を対象とした研修会を開催する。</li> <li>県のホームページや県政出前講座で医療安全支援センターの周知や上手な医療機関へのかかり方の啓発を行う。</li> <li>立入検査等の機会に、医療機関における医療安全の確保について助言や情報提供を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>医療相談対応(381件:9月末)</li> <li>医療相談員のスキルアップのための研修会への参加 参加者:1名</li> <li>高知市医療安全支援センターとの連絡会の実施(1回)</li> <li>医事担当者会等での高知県医療安全支援センターの活動の報告</li> <li>病院事務長連絡会での高知県医療安全支援センターの活動の報告(新型コロナウイルス感染症の影響により資料配布のみ)</li> <li>県政出前講座の実施(令和4年12月6日:5名)</li> <li>医療政策課ホームページに医療安全支援センターの紹介や上手な医療機関へのかかり方に関する情報を掲載</li> </ul>			
<ul style="list-style-type: none"> <li>拠点病院等の感染管理の専門家であるICD及びICN等と連携し、平常時の地域における感染対策の取組の支援及びアウトブレイク時における対応及び再発防止への支援を実施する。</li> <li>拠点病院を中心として地域の医療機関を支援する体制や感染対策を充実・強化するため、地域の医療機関等のネットワークを整備し、日頃から相互に支援できる体制を構築する。</li> <li>最新の医療関連感染対策に係る情報を提供するために、医療機関等の職員を対象とした研修会を開催する。</li> <li>医療機関が気軽に相談できるよう医療関連感染対策相談対応事業の周知を図る。</li> <li>薬剤耐性(AMR)対策を推進するため、地域AMR協議会を設置し、医療機関における抗菌薬使用量の把握、抗菌薬適正使用の必要な対策等を検討する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>エリアネットワーク事業の実施</li> <li>医療関連感染対策相談対応事業の実施 相談件数:27件(うち実地支援該当27件(11月末時点))</li> <li>医療政策課ホームページに医療関連感染対策Q&amp;Aを掲載</li> <li>高知県版新型コロナウイルス感染症(COVID-19)医療機関・社会福祉施設内感染対策チェックリストの更新</li> <li>医療関連感染対策相談対応事業パンフレットの配布</li> </ul>			

第7期 高知県保健医療計画 評価調査

評価項目	薬局の役割	担当課名	薬務衛生課
------	-------	------	-------

第7期 高知県保健医療計画 記載内容

現状	課題	対策	目標			
			項目	目標設定時	直近値 (計画評価時)	目標 (令和5年度)
<p>・薬局の役割 平成27年に「患者のための薬局ビジョン」が策定され、患者本位の医薬分業の実現に向け、かかりつけ薬剤師・薬局の今後のめざすべき姿が明確化</p>	<p>・ポリファーマシー等による重複投薬、残薬等を未然に防止するため、薬歴管理を一元的に行い、服薬指導を行う「かかりつけ薬局」を持つことが重要 ・在宅医療サービスの提供においては、入退院時の薬業連携の強化、また訪問看護ステーション等の多職種連携の強化が重要</p>	<p>・関係団体との連携により、かかりつけ機能強化のための資質向上研修の開催 ・かかりつけ薬局の意義、有用性に関する県民への普及啓発 ・薬業連携強化のための研修会開催及び入退院調整ルールを踏まえた多職種との連携体制の整備</p>				
<p>・健康サポート薬局制度の開始 地域包括ケアシステムの一翼を担う地域の拠点薬局として「健康サポート薬局」が位置づけられた 当県では平成28年より健康サポート機能をもつ薬局を「高知家健康づくり支援薬局」として認定。</p>	<p>・健康サポート薬局は日常生活圏域ごとに整備が必要 ・健康サポート薬局を拠点とする、地域の薬局が連携してかかりつけ機能や健康サポート機能を発揮する体制整備が必要</p>	<p>・「高知家健康づくり支援薬局」の整備を進める ・地域の実情を踏まえた薬局間の連携を進め、地域ごとにかかりつけ機能や健康サポート機能を発揮できる体制を整備</p>				
<p>・お薬手帳の普及(平成29年高知県薬剤師会調査) お薬手帳を「知っている」:99.1% お薬手帳を「持っている」:85.1%</p>	<p>・重複投薬や薬剤の相互作用による副作用を未然に防止するため、お薬手帳をもつことと、一冊に集約することが重要であり、その正しい使用方法の周知が必要 ・家族等の複数人の服薬情報が入力できること、また災害時において活用が期待できる電子版お薬手帳の普及啓発強化が必要</p>	<p>・お薬手帳の有用性について、普及啓発を強化するとともに、正しい利用の定着を図る。</p>				

令和3年度の取り組みについて

P(計画)	D(実行)	C(評価)	A(改善)	
			課題	今後の対策
<p>・高知家健康づくり支援薬局等を中心とした県民の健康づくりのサポート体制の構築 ・糖尿病重症化予防の取組の実施 ・薬局、薬剤師に対する健康づくり関連情報の提供や研修等の実施 ・多職種との連携体制の強化</p>	<p>○糖尿病重症化予防の取組 ・薬局店頭での糖尿病薬の服薬中断を防ぐ取組の実施 ○薬局、薬剤師に対する健康づくり関連情報の提供や研修等の実施 ・高知家健康づくり支援薬局を通じた県民への健康情報の提供(高知家の健康だより:10回発行) ・フレイル研修会(1回,105名) ・あつたかふれあいセンター等でお薬出前教室や相談会の開催(7カ所) ○多職種との連携体制の強化 ○在宅訪問可能薬剤師の育成のための指導薬剤師研修会(1回,23名) ・地域単位での在宅訪問薬剤師研修会、多職種との連携検討会(7回,のべ137名)</p>	<p>・高知家健康づくり支援薬局認定数は県内薬局の約8割を占める311薬局(R4.3末現在)となり、身近で気軽にお薬や健康相談できる体制ができた ・健康サポート薬局(かかりつけ薬局機能+健康サポート機能を満たす薬局)の倍増(R2年度末:17件→R3年度末:20件)</p>	<p>・長寿県構想における生活習慣病予防の取組と連携した高知家健康づくり支援薬局等での取り組みの拡大が必要 ・多職種との連携した取組が必要</p>	<p>・糖尿病重症化予防対策の取組 ・薬局、薬剤師に対する健康づくり関連情報の提供や研修等の実施 ・多職種との連携体制の強化</p>
<p>・薬局間連携体制の強化 ・地域活動強化システム(※)の活用拡大 ※市町村等の地域活動と薬剤師派遣のマッチング等をインターネット上で行い、より多くの薬剤師と地域の連携した活動を可能となるように支援するシステム</p>	<p>○薬局間連携体制の構築、強化 ・薬局間連携表の作成、更新 ○令和3年8月よりスタートした薬局認定制度の周知(県HPへの啓発内容掲載及び薬剤師会支部単位で開催する事業説明会において周知) ○地域活動強化システムの活用 ・薬剤師、市町村等登録者数:450件(R4.3末現在) ・県福祉保健所へのID付与による地域情報の共有開始 ・地域活動とのマッチング数 7件(R3年度)</p>	<p>・薬局間連携表を活用した連携体制が構築された(4地区) ・地域活動強化システムを活用した市町村等からの会議要請等の依頼が増加。また、会議内容等の情報共有を行うことにより地域活動に参加する薬剤師が増加。 ・地域連携薬局9件、専門医療機関連携薬局1件を認定(R4.3時点)</p>	<p>・地域毎の薬局間連携表の活用の具体化及び地域の医療、介護職への薬局機能の見える化が必要 ・参加する薬剤師の増加や市町村等の関係団体への地域活動へのさらなるシステム活用の周知が必要</p>	<p>・薬局間連携体制の強化 ・地域活動強化システムの活用拡大 ・地域連携薬局、専門医療機関連携薬局の認定数増加に向けた取組み</p>
<p>・薬業連携シートの取組の拡充 ・地域で運用している連携ツールの共通化</p>	<p>○薬局薬剤師と病院薬剤師との協議、研修会等の開催 ・薬業連携推進検討会の開催(2回,のべ19名) ・薬業連携研修会(4回,のべ140名) ・地区ごとの薬業連携検討会(1回,20名)</p>	<p>・地域ごとに基幹病院と地域の薬局を中心とした薬業連携体制について検討を進めることにより、連携体制が強化された。 ・高知あんしんネットやはたまるネットによる入退院時等の薬業連携シートの活用を開始。 ・薬局に対し高知あんしんネットの加入を啓発。</p>	<p>・薬業連携シートを活用する医療機関や薬局の拡充が必要</p>	<p>・薬業連携シートを活用した取組の拡充 ・地域毎に運用している連携ツールの共通化</p>

令和4年度の取り組みについて

P(計画)	D(実行)	C(評価) ※平成30年度から令和4年度までの総括を含む	A(改善) ※第8期保健医療計画に向けた課題及び対策を含む	
			課題	今後の対策
<p>・高知家健康づくり支援薬局等を中心とした県民の健康づくりのサポート体制の構築 ・糖尿病重症化予防の取組の実施 ・薬局、薬剤師に対する健康づくり関連情報の提供や研修等の実施 ・フレイル研修会 ・一般用医薬品に関する研修会 ・あつたかふれあいセンター等でお薬出前教室や相談会の開催 ○多職種との連携体制の強化 ・地域単位での在宅訪問薬剤師研修会、多職種との連携検討会</p>	<p>○糖尿病重症化予防の取組 ・薬局店頭での糖尿病薬の服薬中断を防ぐ取組の実施 ○薬局、薬剤師に対する健康づくり関連情報の提供や研修等の実施 ・高知家健康づくり支援薬局を通じた県民への健康情報の提供 ・フレイル研修会 ・一般用医薬品に関する研修会 ・あつたかふれあいセンター等でお薬出前教室や相談会の開催 ○多職種との連携体制の強化 ・地域単位での在宅訪問薬剤師研修会、多職種との連携検討会</p>			
<p>・薬局が少ない地域でも健康相談や地域の医薬品供給等を担うため、薬局間連携体制の強化 ・地域活動強化システムを活用した健康相談や地域ケア会議等の地域活動への薬剤師の参加 ・認定薬局制度の普及啓発</p>	<p>○薬局間連携体制の構築、強化 ・薬局間連携表の作成、更新 ・認定薬局制度の周知(HPへの掲載) ○地域活動強化システムの活用 ・薬剤師、市町村等登録者数を増やすため、システムの更なる周知を図る ・市町村や薬局への活用事例の紹介</p>			
<p>・薬業連携シートを活用した取組の拡充 ・地域で運用している連携ツールの共通化</p>	<p>○薬局薬剤師と病院薬剤師との協議、研修会等の開催 ・薬業連携推進検討会の開催 ・薬業連携研修会 ・地区ごとの薬業連携検討会</p>			

第7期 高知県保健医療計画 評価調書

評価項目	歯科保健医療	担当課名	保健政策課
------	--------	------	-------

第7期 高知県保健医療計画 記載内容

現状	課題	対策	目標			
			項目	目標設定時	直近値 (計画評価時)	目標 (令和5年度)
歯科保健推進体制の構築	市町村や関係機関と連携した歯と口の健康づくりの一層の推進	県に高知県歯と口の健康づくり推進協議会、福祉保健所ごとに歯科保健地域連絡会を設置し、施策の実施状況の評価・検討、進捗管理、関係者間の連携及び協働の推進を行う				
かかりつけ歯科医の普及	かかりつけ歯科医の普及	かかりつけ歯科医の重要性と必要性について啓発を行う	定期的に歯科健診を受けている人の割合	53.5% (H27年度高知県歯と口の健康づくり実態調査)	62.4% (R2年度高知県歯と口の健康づくり実態調査)	65%以上
訪問歯科医療について	在宅歯科医療を支える医療機関や介護事業所等との連携を含めた医療体制の構築 口腔ケア等を担う歯科衛生士のマンパワーの充実	訪問歯科医療のための人材育成、環境整備及び啓発を行う				
年代や対象別の歯科保健医療 (1) 妊娠期・胎児期	むし歯や歯周病予防のため、妊娠の可能性がある女性や妊婦への歯科疾患対策の推進が必要	・歯科医師会や市町村などと連携して、思春期から、母体の健康状態の重要性や子どもの歯科保健の重要性についての啓発を行う ・市町村と連携して、妊婦歯科健診の実施等により妊娠期の歯周病予防の重要性を啓発を行う				
(2) 乳幼児期から学齢期	・全年齢でむし歯数は減少傾向にあるが、全国平均と比べると高い状況 ・歯肉炎患者率は、全年齢でほぼ横ばい傾向	・効果的なむし歯予防法として、フッ素入り歯磨剤の使用やフッ素塗布、フッ素洗口などのフッ素応用を推進する ・歯肉炎予防に直接結びつく歯磨きや歯間部清掃用具の使用について啓発を行う ・子どもの頃からの良好な生活習慣の定着のため、副読本を活用しての学校での健康教育を推進する	一人平均むし歯数 3歳(永久歯) 12歳(永久歯) 17歳(永久歯)	0.6本(H26年度歯科健康診査) 1.1本(H26年度高知県学校歯科保健調査) 3.1本(H26年度高知県学校歯科保健調査)	0.4本(R2年度歯科健康診査) 0.68本(R2年度高知県学校歯科保健調査) 2.14本(R2年度高知県学校歯科保健調査)	0.4本以下 0.5本以下 1.5本以下
			歯肉炎患者率 12歳 17歳	25.4%(H26年度高知県学校歯科保健調査) 25.2%(H26年度高知県学校歯科保健調査)	27.0%(R2年度高知県学校歯科保健調査) 23.5%(R2年度高知県学校歯科保健調査)	20%以下 20%以下
(3) 成人	・年齢が上がるほど歯周病の罹患率が上がる ・40歳代後半から一人平均喪失歯数が急増する	・フッ素入り歯磨剤の利用、口腔清掃の定着を図る ・歯周病予防の重要性や歯科健診に基づいた精密検査、予防処置及び定期的な受診の必要性を啓発する ・歯科医師会等と連携し、歯科保健従事者に対する人材育成研修の実施、歯周病検診の実施市町村の増加を促進する	20歳代における歯肉に炎症所見を有する者の割合	74.2%(H27年度高知県歯と口の健康づくり実態調査)	62.1%(R2年度高知県歯と口の健康づくり実態調査)	70%以下
			40歳代で進行した歯周病(4mm以上の歯周ポケットあり)に罹患している者の割合	—	68.7%(R2年度高知県歯と口の健康づくり実態調査)	25%以下
			60歳で自分の歯を24本以上有する人の割合	72.8%(H27年度高知県歯と口の健康づくり実態調査)	70.1%(R2年度高知県歯と口の健康づくり実態調査)	80%以上
(4) 高齢者	歯の喪失本数が多くなり、摂食・咀嚼・嚥下機能のほか全身的な身体機能の低下により、様々な問題が起きやすくなる	・歯科医療関係者に対し、全身疾患との関連などで複雑・多様化する最新の歯科医療と救急対応についての研修や講習会を開催し歯科医療水準の向上を図る ・歯科医師会や歯科衛生士会等と連携し、介護予防に従事する職員に対して、口腔機能の向上や口腔ケアの必要性について普及啓発を行う	80歳で自分の歯を20本以上有する人の割合	59.3%(H27年度高知県歯と口の健康づくり実態調査)	56.7%(R2年度高知県歯と口の健康づくり実態調査)	60%以上
(5) 障害児(者)、要介護者	歯科疾患が重症化しやすく、また、必要な歯科保健サービスや歯科医療が本人や介護者などに認識されにくい	・歯科医師会等と連携し、障害者・高齢者通所及び入所施設を対象に、利用者への啓発を行う				
(6) へき地	通院が困難なため、必要な歯科医療を受けにくい	無歯科医地区への訪問が可能な歯科医院を増やすとともに、離島歯科診療班を定期的に派遣する体制づくりを推進する				
(7) 休日歯科診療	地域や時間が限られているため受診困難な場合がある					
(8) 災害時	歯科保健医療に必要な人員の不足、医療施設の機能不全	・災害時に対応できる歯科保健・医療に関する研修などを実施し、人材の育成を行う ・歯科医師会などと連携し、災害時にも対応できる携帯用歯科医療機器の整備を行う				

第7期 高知県保健医療計画 評価調書

評価項目	歯科保健医療	担当課名	保健政策課
------	--------	------	-------

令和3年度の取り組みについて

P(計画)	D(実行)	C(評価)	A(改善)	
			課題	今後の対策
むし歯・歯肉炎予防対策の推進(フッ化物洗口等の普及拡大)	・フッ化物洗口開始支援・既にフッ化物洗口を実施している施設へのフォロー ・歯肉炎予防のためブラッシングの重要性を周知	・新たに4施設でフッ化物洗口が開始し、フッ化物洗口実施率はR2: 64.1%からR3: 65.6%に増加した。 ・一人平均虫歯数も減少傾向である。	・フッ化物洗口実施率は増加傾向にあるが、実施率には地域格差がある。 ・新型コロナウイルス感染症の影響で一時的にフッ化物洗口を休止している施設へ再開支援が必要	・実施率の低い市町村への働きかけを継続 ・洗口を実施している施設においても手順等のフォローアップを継続 ・新型コロナウイルス感染症の影響で一時的にフッ化物洗口を休止している施設へ再開支援
歯周病予防の推進・かかりつけの歯科医の普及	・ <b>歯周病予防の啓発事業を実施予定</b> ・ <b>歯周病に関する内容について県談を行い、県談内容を高知新聞に掲載(R4.2.23)</b> ・ <b>テレビCMの放送(R4.2~3月、30本)</b>	・マスメディア等を活用して県民に広く歯周病予防の重要性についての意識を啓発できた。	・歯周病の影響は多岐にわたるため、引き続き幅広い年代への周知啓発や、歯科保健サービスが行き届かない世代へのアプローチが必要	・マスメディア等を活用した歯周病予防啓発 ・歯周病予防啓発リーフレットの作成 ・事業所での歯科保健指導を実施
訪問歯科医療の充実	・在宅歯科連携室による訪問歯科診療の相談・調整対応 ・歯科医師等を対象とした人材育成研修会を5回開催予定	・在宅歯科連携室は問い合わせ・診療依頼件数(630件)・訪問診療実施件数(232件)であり、毎年増加している。 ・訪問歯科医療従事者の知識及び技術の向上を図ることができた。	・東部の稼働件数について、幡多や中央と比較すると、依然として少ない現状にある。 ・歯科医療従事者の在宅歯科医療への専門知識及び専門技術の向上が必要	・介護支援専門員等向けの広報啓発資料等を活用し、東部地域の稼働件数の増加を図る。 ・在宅歯科医療の人材育成研修会を継続する。
歯科医療安全管理体制の推進	・人材育成研修会を2回開催 <b>予定(R3.11.28 204名参加、R4.2.27 192名参加)</b>	多くの歯科医療従事者が参加し、歯科医療安全管理に対する意識の向上が図れた。	歯科診療所に必要な感染症や医療事故、時事問題などに対する予防法について学び、歯科医療安全管理体制向上を図ることが必要	研修会の継続
離島歯科診療班の派遣	・離島歯科診療班の派遣( <b>2回</b> )(R3.6.24、R3.7.1) ・事業検討会の開催( <b>1回</b> )(R3.4.22)	診療班による歯科診療が行えている。	へき地への歯科医療提供体制の維持が必要	離島歯科診療班派遣の継続

令和4年度の取り組みについて

P(計画)	D(実行)	C(評価) ※平成30年度から令和4年度までの総括を含む	A(改善) ※第8期保健医療計画に向けた課題及び対策を含む	
			課題	今後の対策
むし歯・歯肉炎予防対策の推進(フッ化物洗口等の普及拡大)	・フッ化物洗口開始支援・既にフッ化物洗口を実施している施設へのフォロー ・歯肉炎予防のためブラッシングの重要性を周知			
歯周病予防の推進・かかりつけの歯科医の普及	・歯周病と糖尿病等の全身疾患との関係に関する内容について、テレビ番組の制作・放送 ・テレビCMの放送 ・歯周病予防啓発リーフレットの作成 ・事業所での歯科保健指導の実施			
訪問歯科医療の充実	・在宅歯科連携室による訪問歯科診療の相談・調整対応 ・歯科医師等を対象とした人材育成研修会を4回開催予定			
歯科医療安全管理体制の推進	・人材育成研修会を2回開催予定(R4.11.20、R5.3.5)			
離島歯科診療班の派遣	・離島歯科診療班の派遣(R4.6.23、R4.6.30) ・事業検討会の開催(R4.4.14)			

第7期 高知県保健医療計画 評価調書

評価項目	臓器等移植	担当課名	医療政策課
------	-------	------	-------

第7期 高知県保健医療計画 記載内容

現状	課題	対策	目標			
			項目	目標設定時	直近値 (計画評価時)	目標 (令和5年度)
第1 臓器移植 1 腎移植希望登録者数などの推移 法改正後も、県内での臓器提供者数及び移植例数は、増加していない。	脳死下、心停止下の臓器提供者数が増えない。	情報提供を行う医療関係者の理解と資質の向上、医療機関の体制整備の支援を行う。				
2 臓器移植の推進体制 ・高知県腎臓バンク協会に県の移植コーディネーター（Co）を1名配置 ・病院内の臓器提供に関する体制整備を行う院内Co（県知事の委嘱） に対する研修実施による支援や情報提供 ・臓器移植希望者などからの相談や支援 ・NPO法人高知アイバンクの活動	医療機関に対する普及啓発及び院内Coの育成	院内Co育成のための研修会の開催				
3 県内の医療提供施設 脳死下臓器提供施設：高知赤十字病院、高知医療センター、高知大学医学部附属病院、近森病院 移植実施施設：高知医療センター、高知大学医学部附属病院						
4 県民の意識と献眼の状況 何らかの形で意思表示している者の割合は2割程度に留まっている。 献眼登録者数及び献眼者数ともに増えていない。	臓器提供について、意思表示している者の割合が低い。 献眼者や家族の理解を深める。	県民への臓器移植に対する普及啓発 ・街頭キャンペーンや講演会を開催し県民に正しい知識を伝え、啓発を行う。 ・保険証、運転免許証や個人番号カードに意思表示欄があることや、インターネットによる臓器提供意思登録制度を周知する。				
第2 骨髄移植、末梢血幹細胞移植について 1 骨髄移植ドナー登録者及び移植希望者と認定施設 献血ルーム（ハートピアやまもも）での登録及び量販店等 ドナー登録会等での説明及び登録 移植手術が可能な施設：高知大学医学部附属病院	骨髄バンクドナー登録者数の確保	高知県骨髄バンク推進協議会、日本骨髄バンク等と連携し、県民に対してイベント活動等を通じて普及啓発活動を行うとともに、ドナー登録会の開催支援を行う。  ドナー候補者を支援するためのドナー助成制度を策定し、ドナーへの補助を行った市町村へ支援を行う。				

令和3年度の取り組みについて

P(計画)	D(実行)	C(評価)	A(改善)	
			課題	今後の対策
【臓器移植】 県民に対する啓発活動の強化、院内Coの育成  (1)高知県腎臓バンク協会への活動支援 ①高知県腎臓バンク協会が実施する普及啓発事業、臓器移植コーディネーター設置事業へ補助する。 ②高知県腎臓バンク協会が実施する臓器移植の院内体制整備支援活動、コーディネーターに関する効率的なノウハウの蓄積、県民への普及啓発活動を支援する。  (2)県民の理解を深めるための普及啓発 移植医療について正しく理解をしてもらうための普及啓発活動を行う。	(1) ①腎臓バンク協会に対し臓器移植対策事業費補助金を交付した。(第3四半期分まで：7,246千円) (普及啓発事業) ・移植医療関係団体と連携した啓発の実施 グッツ配布等による啓発活動 ・推進月間におけるグリーンライトアップ事業 (臓器移植コーディネーター設置事業) ・県の移植Co設置 常勤1名 ・県内市町村への訪問活動等 ②腎臓バンク協会への活動支援 ・成人式での意思表示説明用リーフレットの配布予定(R2年度は31市町村) ・各団体の啓発イベント等において普及啓発活動を行った。	(1) ① (普及啓発事業) ・運転免許センターに啓発資料を設置・配布してもらうことで、県民に対する普及啓発の場の拡大に繋がった。 ・デジタルサイネージ(道路沿いに設置されている大型ビジョン)を活用して県民へ普及啓発を行った。 ・10月の臓器移植普及推進月間の活動として、高知城等を移植医療のシンボルカラーの緑色にライトアップすることで、より多くの方に臓器移植普及推進月間をPRでき、移植医療について考えてもらう機会の一つとなった。 (臓器移植コーディネーター設置事業) ・院内Co研修会を開催し、各施設の院内Coの研修の場を設け、移植に関する情報共有ができた。 ②腎臓バンク協会への活動支援 ・県ホームページやマスコミ等を利用して臓器提供意思表示について認知してもらうことを目的とした普及啓発を行った。 (2) ・県内30市町村に啓発用のリーフレット送付し、新成人に臓器移植の啓発ができた。(3,279部配布) ・意思表示啓発パナースタンドの巡回展示(7月～3月)を県内医療機関、県庁、市役所、オーテピアで行い、県民へ周知した。	県Coの育成  院内Coの確保と院内Coの活動しやすい環境づくり	効果的な普及啓発活動の実施、コーディネーターに関する効率的なノウハウの蓄積の支援  院内体制の整備のため、脳死下臓器提供施設、移植実施施設の院内教育の場で、県Coによるフォローができる体制をつくる。
【骨髄移植・末梢血幹細胞移植】 (1)日本骨髄バンク、高知県骨髄バンク推進協議会と連携した骨髄等移植の普及啓発活動を行う。 ・骨髄提供に関する啓発イベントへの参加及び高知県骨髄バンク推進協議会が取り組むドナー登録会への参加 ・ドナー登録可能施設のPR(イベント会場及び施設の広報) (2)骨髄提供について正しく理解をしてもらうための普及啓発 (3)市町村が実施するドナー助成制度に対する支援	(1)普及啓発及びドナー登録者確保の取り組み支援 ・集団登録会(コロナウイルスの影響により中止) ・県のホームページやマスコミ等を活用した登録会場の広報 (テレビ、ポスター、チラシ) (2) ・高知県骨髄バンク推進月間における普及啓発活動 (テレビ、ポスター、チラシ) ・県内高校卒業生、看護専門学校入学生へのチラシ配布 (3)市町村が実施するドナー助成制度に対する補助1件予定あり	・今年度新たに骨髄ドナー助成制度を導入した市町村1市 ・県が補助し、市町村が実施するドナー助成制度を利用して4名が骨髄を提供した。	・更なるドナー登録者の確保 ・令和2年度以降骨髄ドナー登録会が新型コロナウイルスの影響により、予定されていた登録会が全て中止となっている。 ・全国で骨髄ドナー助成制度を導入する市町村は増加しており、高知県では、17市町村が制度導入済み。(県内対象人口87.2%)	市町村の骨髄ドナー助成制度の導入推進及び制度支援を行う。

第7期 高知県保健医療計画 評価調書

評価項目	臓器等移植	担当課名	医療政策課
------	-------	------	-------

第7期 高知県保健医療計画 記載内容

現状	課題	対策	目標				第8期保健医療計画策定に向けた総括 (項目全体の評価及び課題等)
			項目	目標設定時	直近値 (計画評価時)	目標 (令和5年度)	
第1 臓器移植 1 腎移植希望登録者数などの推移 法改正後も、県内での腎臓提供者数及び移植例数は、増加していない。	脳死下、心停止下の臓器提供者数が増えない。	情報提供を行う医療関係者の理解と資質の向上、医療機関の体制整備の支援を行う。					
2 臓器移植の推進体制 ・高知県腎臓バンク協会に県の移植コーディネーター(Co)を1名配置 ・病院内の臓器提供に関する体制整備を行う院内Co(県知事の委嘱)に対する研修実施による支援や情報提供 ・臓器移植希望者などからの相談や支援 ・NPO法人高知アイバンクの活動	医療機関に対する普及啓発及び院内Coの育成	院内Co育成のための研修会の開催					
3 県内の医療提供施設 脳死下臓器提供施設:高知赤十字病院、高知医療センター、 高知大学医学部附属病院、近森病院 移植実施施設:高知医療センター、高知大学医学部附属病院							
4 県民の意識と献眼の状況 何らかの形で意思表示している者の割合は2割程度に留まっている。 献眼登録者数及び献眼者数ともに増えていない。	臓器提供について、意思表示している者の割合が低い。 献眼者や家族の理解を深める。	県民への臓器移植に対する普及啓発 ・街頭キャンペーンや講演会を開催し県民に正しい知識を伝え、啓発を行う。 ・保険証、運転免許証や個人番号カードに意思表示欄があることや、インターネットによる臓器提供意思登録制度を周知する。					
第2 骨髄移植・末梢血幹細胞移植について 1 骨髄移植ドナー登録者及び移植希望者と認定施設 献血ルーム(ハートピアやまもも)での登録及び量販店等で実施 ドナー登録会等での説明及び登録 移植手術が可能な施設:高知大学医学部附属病院	骨髄バンクドナー登録者数の確保	高知県骨髄バンク推進協議会、日本骨髄バンク等と連携し、県民に対してイベント活動等を通じて普及啓発活動を行うとともに、ドナー登録会の開催支援を行う。  ドナー候補者を支援するためのドナー助成制度を策定し、ドナーへの補助を行った市町村へ支援を行う。					

令和4年度の取り組みについて

P(計画)	D(実行)	C(評価) ※平成30年度から令和4年度までの総括を含む	A(改善) ※第8期保健医療計画に向けた課題及び対策を含む	
			課題	今後の対策
【臓器移植】 県民に対する啓発活動の強化、院内Coの育成  (1)高知県腎臓バンク協会への活動支援 ①高知県腎臓バンク協会が実施する普及啓発事業、臓器移植コーディネーター設置事業へ補助する。 ②高知県腎臓バンク協会が実施する臓器移植の院内体制整備支援活動、コーディネーターに関する効率的なノウハウの蓄積、県民への普及啓発活動を支援する。  (2)県民の理解を深めるための普及啓発 移植医療について正しく理解をしてもらうための普及啓発活動を行う。	(1) ①腎臓バンク協会に対し臓器移植対策事業費補助金を交付した。(第3四半期分まで:7,682千円) (普及啓発事業) ・移植医療関係団体と連携した啓発の実施 グッツ配布等による啓発活動 ・推進月間におけるグリーンライトアップ事業 (臓器移植コーディネーター設置事業) ・県の移植Co設置 常勤1名 ・県内市町村への訪問活動等 ②腎臓バンク協会への活動支援 ・成人式での意思表示説明用リーフレットの配布予定(R2年度は31市町村) ・各団体の啓発イベント等において普及啓発活動を行った。			
【骨髄移植・末梢血幹細胞移植】 (1)日本骨髄バンク、高知県骨髄バンク推進協議会と連携した骨髄等移植の普及啓発活動を行う。 ・骨髄提供に関する啓発イベントへの参加及び高知県骨髄バンク推進協議会が取り組むドナー登録会への参加 ・ドナー登録可能施設のPR(イベント会場及び施設の広報) (2)骨髄提供について正しく理解をしてもらうための普及啓発 (3)市町村が実施するドナー助成制度に対する支援	(1)普及啓発及びドナー登録者確保の取り組み支援 ・骨髄移植講演会と集団登録会の開催 ・県のホームページやマスコミ等を活用した登録会場の広報 (テレビ、ポスター、チラシ) (2) ・高知県骨髄バンク推進月間における普及啓発活動 (テレビ、ポスター、チラシ) ・県内高校卒業生、看護専門学校入学生へのチラシ配布 (3)市町村が実施するドナー助成制度に対する補助1件予定あり			

第7期 高知県保健医療計画 評価調査

評価項目	難病	担当課名	健康対策課
------	----	------	-------

第7期 高知県保健医療計画 記載内容

現状	課題	対策	目標			
			項目	目標設定時	直近値 (計画評価時)	目標 (令和5年度)
1 医療費の助成制度の周知と適正な運用 ・特定医療費(指定難病)の333疾患を公費負担医療給付の対象とし、医療費の一部を公費負担している。 ・今後も疾病数の増加が見込まれている。	1 医療費の助成制度の周知と適正な運用 ・指定疾病数の増加に伴い、医療関係者等による申請助漏れが生じないための、特定医療費制度の周知・広報 ・臨床調査個人票の記載方法や医療費助成の適応範囲など、更なる制度の周知	1 医療費の助成制度の周知と適正な運用 ①特定医療費制度の周知・広報 ②難病指定医への制度の最新状況について情報提供				
2 難病医療ネットワークの連携推進 ・神経・筋疾患分野でネットワークを構築している。 ・難病診療連携拠点病院や神経・筋疾患の基幹協力病院による医療従事者・介護従事者に対する研修の実施及び診療連携拠点病院による支援者からの難病医療に関する相談を随時受け付けを行っている。 ・難病の指定医療機関が中央部に多く、疾患によっては診療できる指定医療機関や指定医が少ない地域がある。	2 難病医療ネットワークの連携推進 ・診断・治療を行う専門医療機関と地域のかかりつけ医の連携等の充実	2 難病医療ネットワークの連携推進 ①分野ごとの拠点病院の指定・基幹協力等の登録継続等による専門的診療が可能な医療機関の確保・情報提供 ②難病診療連携コーディネーター等による専門医療機関とかかりつけ医のスムーズな連携促進				
3 在宅療養を支える保健・医療・福祉の体制 ・専門医の診察を受けることが困難な地域では、訪問診療(診察)を行うなど、地域の主治医等と連携して在宅療養生活を支援している。 ・地域の実情に応じた難病患者への支援について協議の場として、難病対策地域協議会を設置している。 ・適切なサービス提供に必要な知識・技能を有する支援者のスキルアップを目的として、各種研修を実施している。	3 在宅療養を支える保健・医療・福祉の体制の充実 ・指定疾病数や患者の増加に伴う、在宅療養を支える関係職種のスキルアップ。 ・関係者間の情報共有や支援体制の充実のための協議	3 在宅療養を支える保健・医療・福祉の体制の充実 ①医療介護従事者研修等の継続 ②県及び福祉保健所毎における難病対策地域協議会における各圏域の課題の検討 ③保健・医療・福祉の関係者と家族との平時からの連携の充実				
4 相談・支援体制 ・福祉保健所・保健所で難病患者やその家族の相談や支援を行っている。 ・こうち難病相談支援センターに保健師等の専門職を難病支援専門員として配置し、難病の患者家族であるピアサポーターによる相談できる体制がある。 ・こうち難病相談支援センターにおいて、医療学習会、交流会やサロンを開催し、患者同士の交流や就労、学びを支援している。	4 相談・支援体制の整備 ・相談業務従事者のスキルアップ ・難病相談支援センターや難病診療連携コーディネーターと地域の支援者との連携	4 相談・支援体制の整備 ①ピアサポーターによる相談の周知や交流の充実 ②難病支援専門員、難病診療連携コーディネーターの人材育成 ③難病支援専門員、難病診療連携コーディネーターと福祉保健所等関係機関との連携				

令和3年度の取り組みについて

P(計画)	D(実行)	C(評価)	A(改善)	
			課題	今後の対策
1 医療費の助成制度の周知と適正な運用 ①特定医療費制度の周知・広報 ②難病指定医への制度の最新状況について情報提供	1 医療費の助成制度の周知と適正な運用 ①特定医療費制度の周知・広報 申請窓口での説明及び制度の詳細を記したリーフレットを受給者証交付時に同封し、周知を行った。 ②難病指定医への制度の最新状況について情報提供 特定医療費制度のリーフレット(最新版)を作成し、難病指定医と医療機関あてに送付した。	1 医療費の助成制度の周知と適正な運用 ①特定医療費制度の周知・広報 制度内容や受給者証記載事項変更手続き方法について、リーフレットの配布により周知することが出来た。制度が複雑である為、引き続き、問い合わせへの丁寧な対応を必要とする。 ②難病指定医への制度の最新状況について情報提供 リーフレットを活用した患者への情報提供に役立てられている。	・受給者への各種変更手続き、更新等の周知 ・医療関係者等による申請助漏れが生じないための、特定医療費制度の周知・広報 ・臨床調査個人票の記載方法や医療費助成の適応範囲など、更なる制度の周知	・新規申請時に受給者証には更新があることを伝えホームページの更新も随時行う。 ・年度当初のリーフレット配布時や受給者証更新時など医療機関に対して引き続き制度に関する周知を行っていく。 ・制度改正時に医療機関に向けて説明会を実施する。
2 難病医療ネットワークの連携推進 ①分野ごとの拠点病院の指定・基幹協力等の登録継続等による専門的診療が可能な医療機関の確保・情報提供 ②難病診療連携コーディネーター等による専門医療機関とかかりつけ医のスムーズな連携促進	2 難病医療ネットワークの連携推進 ①分野ごとの拠点病院の指定・基幹協力等の登録継続等による専門的診療が可能な医療機関の確保・情報提供 ホームページ及び受給者等からの相談受付時に診療・治療が可能な医療機関の情報提供を行っている ②難病診療連携コーディネーター等による専門医療機関とかかりつけ医のスムーズな連携促進 事例や相談受付時に、地域の医療機関や地域の支援者との連携を図っている	・神経・筋疾患分野における医療提供体制を調査し、各機関の機能を活かした連携につなげることができた ・難病診療連携コーディネーターによる、医療従事者向け研修や相談対応等を行うことにより、病状進行度や本人の意志決定が必要な場面等に応じ、助言を行うことができた	・難病診療連携コーディネーターによる相談による相談の内訳として、設置医療機関以外の患者に関する相談件数が少ない(全体の1割程度)	・難病診療連携コーディネーターの役割周知、福祉保健所等との連携強化
3 在宅療養を支える保健・医療・福祉の体制の充実 ①医療介護従事者研修等の継続 ②県及び福祉保健所毎における難病対策地域協議会における各圏域の課題の検討 ③保健・医療・福祉の関係者と家族との平時からの連携の充実	3 在宅療養を支える保健・医療・福祉の体制の充実 ①医療介護従事者研修等の継続 医療従事者向けの研修や、神経難病医療従事者(看護師)向け研修・難病患者を担当しているホームヘルパーの養成研修を行っている ②県及び福祉保健所毎における難病対策地域協議会における各圏域の課題の検討 地域の課題の共有及び支援体制の構築に向けた検討の場として、協議会を実施する予定。 ③保健・医療・福祉の関係者と家族との平時からの連携の充実 受給者証申請受付時に支援が必要な患者を把握し、フォローしている。また、緊急時の対応が必要となる難病患者に対し、平時から保健・医療・福祉の関係者及び家族と災害時の個別支援計画を作成するなど、備えを進めている。	・人材育成研修の実施や、医療介護看護サービスの総合調整が必要なケースについて、継続的支援及び協議会での課題共有等を行うことができた。 ・救急搬送時などの緊急時支援や災害対策に関し、市町村等関係機関と情報共有・体制整備等を図ることができた。 (保健所における災害時個別支援計画作成関係 10件、災害対策基本法に基づく市町村への難病患者の情報提供 R2 13市町村→R3 18市町村)。	・医療ケアに加え、介護ケアが必要な患者が増えているなど、各機関とのサービス全体調整や進行状況に応じた支援が必要。 ・専門治療が可能な医療機関・入院可能医療機関の確保・調整や、進行状況に応じた情報共有など、圏域外・多機関との調整に関する事例について、継続的な協議が必要。	・福祉保健所において、ケースに応じた支援を行いながら、必要に応じて各機関との調整を図っていく。 ・各圏域の協議会、県協議会を活用し、情報共有・体制整備を図る。
4 相談・支援体制の整備 ①ピアサポーターによる相談の周知や交流の充実 ②難病支援専門員、難病診療連携コーディネーターの人材育成 ③難病支援専門員、難病診療連携コーディネーターと福祉保健所等関係機関との連携	4 相談・支援体制の整備 ①ピアサポーターによる相談の周知や交流の充実 難病相談支援センターにおいてピアサポーター相談の実施をしている。また、ピアサポーター養成研修・スキルアップ研修を実施している。 ②難病支援専門員、難病診療連携コーディネーターの人材育成 Web研修等を適宜受講している。 ③難病支援専門員、難病診療連携コーディネーターと福祉保健所等関係機関との連携 各機関が相談内容や患者・家族の状況等に合わせて、連携をしながら支援をしている。	・新型コロナウイルス感染症の影響により、ピアサポーター養成研修が実施できなかった(3回コースの2回実施済み、1回はR4年度に実施予定) ・ピアサポート相談では、コロナ禍のため相談件数は伸びなかった(19件)が、電話相談の受付や、アウトリーチを行うなどの工夫ができた。 ・難病支援専門員、難病診療連携コーディネーターと関係機関の連携を適宜行いながら支援できた。	・ピアサポートで対応できる疾患に限られている。	・ピアサポーター養成研修について幅広く声かけを行う。 ・交流会等を開催することで同じ疾患ではないが同じような悩みを持つ方と交流・相談できる場を確保する。

第7期 高知県保健医療計画 評価調書

評価項目	難病	担当課名	健康対策課
------	----	------	-------

第7期 高知県保健医療計画 記載内容

現状	課題	対策	目標				第8期保健医療計画策定に向けた総括 (項目全体の評価及び課題等)
			項目	目標設定時	直近値 (計画評価時)	目標 (令和5年度)	
1 医療費の助成制度の周知と適正な運用 ・特定医療費(指定難病)の333疾患を公費負担医療給付の対象とし、医療費の一部を公費負担している。 ・今後も疾病数の増加が見込まれている。	1 医療費の助成制度の周知と適正な運用 ・指定疾病数の増加に伴い、医療関係者等による申請勸奨漏れが生じないための、特定医療費制度の周知・広報 ・臨床調査個人票の記載方法や医療費助成の適応範囲など、更なる制度の周知	1 医療費の助成制度の周知と適正な運用 ①特定医療費制度の周知・広報 ②難病指定医への制度の最新状況について情報提供					
2 難病医療ネットワークの連携推進 ・神経・筋疾患分野でネットワークを構築している。 ・難病診療連携拠点病院や神経・筋疾患の基幹協力病院による医療従事者・介護従事者に対する研修の実施及び診療連携拠点病院による支援者からの難病医療に関する相談を随時受け付けを行っている。 ・難病の指定医療機関が中央部に多く、疾患によっては診療できる指定医療機関や指定医が少ない地域がある。	2 難病医療ネットワークの連携推進 ・診断・治療を行う専門医療機関と地域のかかりつけ医の連携等の充実	2 難病医療ネットワークの連携推進 ①分野ごとの拠点病院の指定・基幹協力等の登録継続等による専門的診療が可能な医療機関の確保・情報提供 ②難病診療連携コーディネーター等による専門医療機関とかかりつけ医のスムーズな連携促進					
3 在宅療養を支える保健・医療・福祉の体制 ・専門医の診察を受けることが困難な地域では、訪問診療(診察)を行うなど、地域の主治医等と連携して在宅療養生活を支援している。 ・地域の実情に応じた難病患者への支援について協議の場として、難病対策地域協議会を設置している。 ・適切なサービス提供に必要な知識・技能を有する支援者のスキルアップを目的として、各種研修を実施している。	3 在宅療養を支える保健・医療・福祉の体制の充実 ・指定疾病数や患者の増加に伴う、在宅療養を支える関係職種者のスキルアップ。 ・関係者間の情報共有や支援体制の充実のための協議	3 在宅療養を支える保健・医療・福祉の体制の充実 ①医療介護従事者研修等の継続 ②県及び福祉保健所毎における難病対策地域協議会における各圏域の課題の検討 ③保健・医療・福祉の関係者と家族との平時からの連携の充実					
4 相談・支援体制 ・福祉保健所・保健所で難病患者やその家族の相談や支援を行っている。 ・こち難病相談支援センターに保健師等の専門職を難病支援専門員として配置し、難病の患者家族であるピアサポーターによる相談できる体制がある。 ・こち難病相談支援センターにおいて、医療学習会、交流会やサロンを開催し、患者同士の交流や就労、学びを支援している。	4 相談・支援体制の整備 ・相談業務従事者のスキルアップ ・難病相談支援センターや難病診療連携コーディネーターと地域の支援者との連携	4 相談・支援体制の整備 ①ピアサポーターによる相談の周知や交流の充実 ②難病支援専門員、難病診療連携コーディネーターの人材育成 ③難病支援専門員、難病診療連携コーディネーターと福祉保健所等関係機関との連携					

令和4年度の取り組みについて

P(計画)	D(実行)	C(評価) ※平成30年度から令和4年度までの総括を含む	A(改善) ※第8期保健医療計画に向けた課題及び対策を含む	
			課題	今後の対策
1 医療費の助成制度の周知と適正な運用 ①特定医療費制度の周知・広報 ②難病指定医への制度の最新状況について情報提供	1 医療費の助成制度の周知と適正な運用 ①特定医療費制度の周知・広報 ②申請窓口での説明及び制度の詳細を記したリーフレットを受給者証交付時に同封し、周知を行った。 ③難病指定医への制度の最新状況について情報提供 特定医療費制度のリーフレット(最新版)や、制度改正時には通知を指定医療機関あてに送付した。			
2 難病医療ネットワークの充実 ①分野別拠点病院等の指定や地域医療機関との連携強化 ②難病医療に携わる支援者の質の向上 ③難病診療連携コーディネーターによる相談支援の充実	・神経難病医療従事者研修の実施(年2回、8人) ・難病診療連携コーディネーターの役割周知及び、難病診療連携コーディネーターによる助言的立場としてのケース検討会等への出席			
3 在宅療養を支える保健・医療・福祉の体制の充実 ①専門職派遣事業の活用等による療養生活支援 ②各地域の実情・資源に応じた課題への対応 ③地域で難病患者支援に携わる支援者の質の向上	・専門職派遣事業の活用 ・各福祉保健所による難病対策地域検討会、県難病対策地域協議会の開催(各年1回以上) ・難病患者等ホームヘルパー養成研修の実施(年1回、30人)			
4 相談・支援体制の整備 ①難病相談支援センターによるピアサポート相談等の充実 ②難病支援専門員、難病診療連携コーディネーター、福祉保健所等における相談の場の確保・充実	・ピアサポーター養成研修の実施、交流会や学習会、サロン、出張相談等の相談を受けられる場の確保 ・難病相談支援センター、難病診療連携コーディネーター、福祉保健所・健康対策課における情報共有の場の設置			

第7期 高知県保健医療計画 評価調査

評価項目	感染症	担当課名	健康対策課
------	-----	------	-------

第7期 高知県保健医療計画 記載内容

現状	課題	対策	目標			
			項目	目標設定時	直近値 (計画評価時)	目標 (令和5年度)
1.感染症全般 新型コロナウイルス感染症が発生し、繰り返し流行が発生している。 一類、二類(結核除く)の発生はなく、三類の発生も近年低位に推移。	1.感染症全般 新型コロナウイルス感染症の更なる感染拡大時に対応するための医療提供体制等の強化が必要。 麻しんや風しんなど、輸入症例からの感染事例があるため、輸入感染症対策や予防接種の普及啓発が引き続き必要。	1.感染症全般 (1)流行情報の収集分析の実施と、インターネットなどを通じた適切な情報提供の実施 (2)医療提供体制の強化 (3)海外渡航者等への積極的な情報提供の実施 (4)関係機関と連携した予防接種の正しい知識の普及啓発	1類、2類(結核以外)の感染症発生数	平成28年 0人	令和3年 0人	平成34年 0人
			予防接種率(麻しん)	平成27年度 1期 93.3% 2期 91.4%	平成30年度 1期 100.2% 2期 94.1%	平成32年度 1期、2期とも 95%以上
2.結核 近年、結核患者数は減少傾向にあるが、高齢者の患者が多く、新規登録患者の7割以上を占める。予防計画により対策に取り組んでいる。	2.結核 結核罹患率は減少しているが、新型コロナウイルス感染症による影響を考慮し、罹患率減少維持に向けた取組み及び合併症治療の体制整備が必要。	2.結核 「高知県結核予防計画」により、結核の発生予防、まん延防止と適正な医療の提供に取り組む	全結核り患率(人口10万人当たり)	平成27年 14.8	平成30年 10.5	平成32年 10.0以下
3.新型インフルエンザ等 行動計画を策定し体制整備を行っている。	3.新型インフルエンザ等 これまで整備してきた資機材の更新を計画的に行い、協力医療機関ごとの協力体制の強化を図る必要がある。	3.新型インフルエンザ等 「高知県新型インフルエンザ等対策行動計画」により、医療提供体制の整備に取り組む				
4.肝炎 治療・検査体制の整備など対策を行っている。	4.肝炎 検査で陽性と判明しているにもかかわらず、まだ治療に繋がっていない陽性者がいるので、精密検査費用の助成や陽性者のフォローアップの強化が必要。	4.肝炎 治療費用や精密検査費用の助成及び患者等へのフォローアップを今後数年間継続するとともに、ウイルス性肝炎感染者の早期発見、早期治療、医療尾提供体制の強化に取り組む。				
5.エイズ・性感染症 HIV感染者/エイズ患者は、近年徐々に増加し、エイズを発症してからの報告が増えている。そのため、福祉保健所での相談検査を実施し、その他啓発等の対策を実施している。また、針刺し事故等が生じた場合に、HIV感染防止のための予防薬を服用できる体制を整備している。	5.エイズ・性感染症 近年のエイズ・性感染症特に梅毒の増加に対応するため、新型コロナウイルス禍での検査・相談体制の充実や普及啓発など対策の更なる強化が必要。	5.エイズ・性感染症 検査及び相談体制の一層の充実を図るとともに、思春期からのエイズ・性感染症に関する正しい知識の普及啓発の実施				

令和3年度の取り組みについて

P(計画)	D(実行)	C(評価)	A(改善)	
			課題	今後の対策
1.感染症全般 (1)流行情報の収集分析の実施と、インターネットなどを通じた適切な情報提供の実施 (2)感染症の大規模な流行に備えた関係機関との協力体制等の強化 (3)関係機関と連携した予防接種の正しい知識の普及啓発	1.感染症全般 (1)感染症情報について、発生動向調査事業により収集分析し、迅速に情報提供を行っている。 (2)新型コロナウイルス感染症の流行に係る体制整備(医療提供体制、検査体制、相談体制等)を関係機関と連携しながら構築した。 (3)麻しんの予防接種について、市町村及び、教育等関係機関への協力依頼を行った。	1.感染症全般 (1)各種の感染症発生時例について、関係機関への適切な情報提供ができた。 (2)新型コロナウイルス感染症への体制整備(医療提供体制、検査体制、相談体制等)が関係機関と連携しながら構築できた。 (3)麻しんの予防接種について、市町村に対し、学校等関係機関との協力依頼を行った。	1.感染症全般 新型コロナウイルス感染症の更なる感染拡大時に対応するための医療提供体制等の強化が必要。 麻しん、風しん及びサル痘など、輸入症例からの感染事例があるため、輸入感染症対策や予防接種の普及啓発が引き続き必要。	1.感染症全般 (1)流行情報の収集分析の実施と、インターネットなどを通じた適切な情報提供の実施 (2)医療提供体制等の強化 (3)海外渡航者等への積極的な情報提供の実施 (4)関係機関と連携した予防接種の正しい知識の普及啓発
2.結核 (1)医師等研修の実施 (2)DOTSの適切な実施	2.結核 (1)福祉保健所の新規担当者が結核研究所の研修を受講することにより体制の充実を図った。(今年度は福祉保健所医師に研修受講予定。) (2)高知県DOTS実施要領に基づき、対象者全員に実施している。	2.結核 (1)結核に携わる者が少なくなっている中、福祉保健所担当者が研修を受講し、体制の充実が図れた。 (2)新型コロナウイルス感染症の状況に応じてDOTSの方法を変えながら、対象者に合った方法で全員に対して実施できた。	2.結核 結核の罹患率は減少しているが、新型コロナウイルス感染症の影響による、発見の遅れが起きている可能性を踏まえ、今後の結核患者の発生状況を注視し、結核対策や早期発見の普及啓発を引き続き行う必要がある。	2.結核 「高知県結核予防計画」により、結核の発生予防、まん延防止と適切な医療の提供に取り組む
3.新型インフルエンザ等 (1)医療提供体制の整備	3.新型インフルエンザ等 (1)協力医療機関に対し、資機材購入費の補助を行った。	3.新型インフルエンザ等 新型インフルエンザ対策としての資機材の整備を行い体制強化が図れた。新型コロナウイルス感染症の発生により訓練は実施できなかったが、新型コロナウイルス感染症に対応することで、新型インフルエンザ発生時の体制強化が図れた。	3.新型インフルエンザ等 これまで整備してきた資機材の更新を計画的に行い、協力医療機関ごとの協力体制の強化を図る必要がある。	3.新型インフルエンザ等 「高知県新型インフルエンザ等対策行動計画」により、医療機関体制の整備に取り組む
4.肝炎 (1)医療提供体制の整備 (2)肝炎の啓発強化	4.肝炎 (1)過去の治療実施者や陽性者に対し状況確認や検査費用助成の案内を行う。	4.肝炎 (1)新型コロナウイルス感染症の影響により、一部の保健所でのみの実施となった。	4.肝炎 (1)一部の保健所しか実施できていない。	4.肝炎 (1)令和4年度は、新型コロナウイルス感染症が拡大していない時期に状況確認や助成案内を実施し、今後も継続していく。
5.エイズ・性感染症 (1)検査相談等体制の充実(予防薬を服用できる体制の整備)	5.エイズ・性感染症 (1)近年のエイズ・性感染症特に梅毒の増加に伴い、メディア等を通じて県民に広く普及啓発を行う。 また、新型コロナウイルス禍における各保健所での検査・相談体制を維持する。	5.エイズ・性感染症 (1)歯科や透析、急性期リハなどの診療連携体制の整備が図れた。また、針刺し事故後の対応体制が整った。 なお、新型コロナウイルス感染症の影響により、一部の保健所では検査が休止となった。	5.エイズ・性感染症 近年のエイズ・性感染症の増加に対応するため、新型コロナウイルス禍での検査・相談体制の充実や普及啓発など対策のさらなる強化が必要。	5.エイズ・性感染症 検査及び相談体制の一層の充実を図るとともに、思春期からのエイズ・性感染症に関する正しい知識の普及啓発の実施

第7期 高知県保健医療計画 評価調書

評価項目	感染症	担当課名	健康対策課
------	-----	------	-------

令和4年度の取り組みについて

P(計画)	D(実行)	C(評価) ※平成30年度から令和4年度までの総括を含む	A(改善) ※第8期保健医療計画に向けた課題及び対策を含む	
			課題	今後の対策
1.感染症全般 (1)流行情報の収集分析の実施と、インターネットなどを通じた適切な情報提供の実施 (2)感染症の大規模な流行に備えた関係機関との協力体制等の強化 (3)関係機関と連携した予防接種の正しい知識の普及啓発	1.感染症全般 (1)感染症情報について、発生動向調査事業により収集分析し、迅速に情報提供を行っている。 (2)新型コロナウイルス感染症の流行に係る体制整備(医療提供体制、検査体制、相談体制等)を関係機関と連携しながら構築した。 (3)麻しんの予防接種について、市町村及び、教育等関係機関への協力依頼を行った。			
2.結核 (1)医師等研修の実施 (2)DOTSの適切な実施	2.結核 (1)福祉保健所の新規担当者が結核研究所の研修を受講することにより体制の充実を図った。(今年度は福祉保健所医師に研修受講予定。) (2)高知県DOTS実施要領に基づき、対象者全員に実施している。			
3.新型インフルエンザ等 (1)医療提供体制の整備	3.新型インフルエンザ等 (1)協力医療機関に対し、資機材購入費の補助を行った。			
4.肝炎 (1)医療提供体制の整備 (2)肝炎の啓発強化	4.肝炎 (1)過去の治療実施者や陽性者に対し状況確認や検査費用助成の案内を行う。			
5.エイズ・性感染症 (1)検査相談等体制の充実(予防薬を服用できる体制の整備)	5.エイズ・性感染症 (1)近年のエイズ・性感染症特に梅毒の増加に伴い、メディア等を通じて県民に広く普及啓発を行う。 また、新型コロナウイルス禍における各保健所での検査・相談体制を維持する。			

第7期 高知県保健医療計画 評価調書

評価項目	医薬品等の適正使用	担当課名	薬務衛生課
------	-----------	------	-------

第7期 高知県保健医療計画 記載内容

現状	課題	対策	目標			
			項目	目標設定時	直近値 (計画評価時)	目標 (令和5年度)
<p>1. 医薬品の適正使用</p> <p>&lt;薬局等への監視指導等による法令遵守の徹底&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>薬事監視を通じた指導</li> <li>「地域における薬局の機能強化・連携体制構築のための薬剤師の取組み(以下、連携事業)」に関する情報提供を実施</li> <li>無承認無許可医薬品の買い上げ調査及び広告監視の実施</li> </ul> <p>&lt;医薬品適正使用等の推進事業&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ジェネリック医薬品の使用促進と重複多剤投薬等の是正による患者QOLの向上に向けた取組みの実施</li> <li>新聞、TVCM等の広告媒体を活用した事業周知及び医薬品適正使用に関する正しい知識の普及啓発</li> </ul>	<p>&lt;法令遵守の徹底&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>薬局等への監視指導</li> <li>薬局向け「連携事業」説明会の開催 6回</li> <li>無承認無許可医薬品の買い上げ調査</li> </ul> <p>&lt;医薬品適正使用等の推進事業&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>レセプト分析を活用した3段階の個別動奨によるジェネリック医薬品の使用促進と重複投薬等是正のための取組みの継続(医療保険者、県薬剤師会との協働による)</li> <li>①レセプト分析による通知対象患者の抽出及び対象者へのジェネリック医薬品差額通知及び重複多剤等服薬通知の発注</li> <li>②各医療保険者に配置する服薬サポーターによる通知対象者への電話動奨</li> <li>③薬局における服薬指導</li> <li>薬局店頭での服薬確認の徹底に加え、医療保険者による服薬支援の個別訪問への同行(モデル地域の拡充)</li> <li>県民に対するTVCM等による広報及び薬局店頭等での事業周知</li> <li>薬局、医療機関等医療提供側に対するジェネリック医薬品の安心使用に関する正しい知識の普及</li> <li>市町村健康まつり、「薬と健康の週間」イベント等におけるお薬健康相談等の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>薬局等への監視指導等による法令遵守の徹底</li> <li>無承認無許可医薬品等の流通の防止</li> <li>県民への医薬品適正使用の啓発</li> <li>ジェネリック医薬品について、医療提供者側及び県民側両者への普及啓発を強化</li> </ul>				
<p>2. 毒物劇物による危害防止</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>毒物劇物販売業者に対する監視指導や研修会等を通じた情報提供及び適正使用の周知徹底</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>毒物劇物販売業者等への監視指導</li> <li>毒物劇物取扱者等への研修の実施</li> <li>農業危害防止運動月間における研修会の開催</li> <li>農業管理士養成講習会</li> <li>農業危害防止運動等ポスターの掲示等による啓発</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>毒物劇物販売業者等への監視指導の実施</li> <li>研修会を開催し、事故の防止と発生時における対応についての指導</li> </ul>				
<p>3. 麻薬、覚醒剤等の薬物乱用防止</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>麻薬、覚醒剤等の管理者等に対する適正管理及び適正使用の周知徹底</li> <li>薬物乱用防止意識を高揚するための普及啓発活動等の実施</li> <li>関係機関と連携した薬物乱用防止の啓発</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>普及啓発活動等</li> <li>薬物乱用防止推進員を中心とした啓発活動</li> <li>「ダメ、ゼッタイ。」普及運動における啓発</li> <li>薬物乱用防止推進員等への研修</li> <li>小中高等学校等における薬物乱用防止教室</li> <li>中学生を対象とした薬物乱用防止ポスター・標語コンテストの実施</li> <li>薬物相談</li> <li>ポスター掲示等による啓発</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>麻薬、覚せい剤等の管理者等に対する適正管理及び適正使用の周知徹底</li> <li>薬物乱用防止意識を高揚するための普及啓発活動等の実施</li> <li>中・高校生を中心とする若年層に対する薬物乱用防止教室の実施</li> </ul>				

令和3年度の取り組みについて

P(計画)	D(実行)	C(評価)	A(改善)	
			課題	今後の対策
<p>1. 医薬品の適正使用</p> <p>&lt;薬局等への監視指導等による法令遵守の徹底&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>薬事監視を通じた指導</li> <li>「地域における薬局の機能強化・連携体制構築のための薬剤師の取組み(以下、連携事業)」に関する情報提供を実施</li> <li>無承認無許可医薬品の買い上げ調査及び広告監視の実施</li> </ul> <p>&lt;医薬品適正使用等の推進事業&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ジェネリック医薬品の使用促進と重複多剤投薬等の是正による患者QOLの向上に向けた取組みの実施</li> <li>新聞、TVCM等の広告媒体を活用した事業周知及び医薬品適正使用に関する正しい知識の普及啓発</li> </ul>	<p>&lt;法令遵守の徹底&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>薬局等への監視指導(監視率:32.7%(66/202))</li> <li>薬局向け「連携事業」説明会の開催:6回(のべ342名)</li> <li>無承認無許可医薬品の買い上げ調査:3品目</li> </ul> <p>&lt;医薬品適正使用等の推進事業&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>レセプト分析を活用した3段階の個別動奨によるジェネリック医薬品の使用促進と重複投薬等是正のための取組みの継続(医療保険者、県薬剤師会との協働による)</li> <li>①レセプト分析による通知対象患者の抽出及び対象者へのジェネリック医薬品差額通知及び重複多剤等服薬通知の発注</li> <li>②各医療保険者に配置する服薬サポーターによる通知対象者への電話動奨</li> <li>③薬局における服薬指導</li> <li>薬局店頭での服薬確認の徹底に加え、医療保険者による服薬支援の個別訪問への同行(モデル地域の拡充)</li> <li>県民に対するTVCM等による広報及び薬局店頭等での事業周知</li> <li>薬局、医療機関等医療提供側に対するジェネリック医薬品の安心使用に関する正しい知識の普及</li> <li>市町村健康まつり、「薬と健康の週間」イベント等におけるお薬健康相談等の実施</li> </ul>	<p>&lt;法令遵守の徹底&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>新型コロナウイルス感染拡大の影響により監視率は減少傾向ではあるが、薬事監視を通じて法令遵守の周知徹底ができた。</li> <li>監視率:R3年度 32.7%(R1年度 37.6%、R2年度 29.0%)</li> <li>県下6力所(薬剤師会支部毎)において連携事業に関する説明会を開催し、フレイル対策や資材を活用した糖尿病重症化予防の取組み等、高知家健康づくり支援薬局を中心に県下全域の薬局が連携事業に取り組んだ。</li> <li>買上調査及び日頃からの広告監視により、無承認無許可医薬品の流通の有無の確認及び流通防止に繋がった。</li> </ul> <p>&lt;医薬品適正使用等の推進事業&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>医薬品適正使用等の推進事業の実施により、ジェネリック医薬品の使用割合が増加傾向。</li> <li>ジェネリック医薬品使用割合:79.5%(全国44位)R4.3時点(目標:R5年度末までに80%以上)</li> <li>医療保険者と薬剤師による服薬指導同行訪問事業:1市で対象者の選定を行ったが、該当する患者がいなかったため中断。</li> <li>広報を通じて、患者や医療提供者に対してジェネリック医薬品に関する正しい知識の普及ができた。</li> <li>新型コロナウイルス感染拡大の影響により、地域毎のイベント等が中止となり地域活動の場が減少。</li> </ul>	<p>&lt;法令遵守の徹底&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>法令遵守のための継続した監視指導</li> <li>高知版地域包括ケアシステムの一翼を担う薬剤師の育成や本システムにおいて薬局機能強化を図るための取組が必要(県下全域)</li> </ul> <p>&lt;医薬品適正使用等の推進事業&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>通知内容の理解の促進、健康被害等が懸念される通知対象者への動奨が必要</li> <li>医療提供者側に対するジェネリック医薬品使用促進に有用な情報の提供が必要</li> <li>県民及び医療提供者に対する継続的なジェネリック医薬品の適正使用に関する正しい知識の普及啓発が必要</li> <li>服薬情報を一元化するお薬手帳の普及や一冊化等の普及啓発が必要</li> </ul>	<p>&lt;法令遵守の徹底&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>研修会等を通じた薬局等への情報提供</li> <li>県薬剤師会と連携し、薬局機能強化に繋がる連携事業を継続実施するとともに、研修会等を開催(県下全域)</li> </ul> <p>&lt;医薬品適正使用等の推進事業&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>服薬サポーターから通知対象者への個別動奨及び薬剤師の同行訪問による服薬指導(モデル地域)</li> <li>ジェネリック医薬品の使用促進のための環境整備(情報公開や地域フォーミュラーの検討)</li> <li>新聞、TVCM等あらゆる広告媒体を活用した正しい知識の普及啓発及び通知事業の周知</li> </ul>
<p>2. 毒物劇物による危害防止</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>毒物劇物販売業者に対する監視指導や研修会等を通じた情報提供及び適正使用の周知徹底</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>毒物劇物販売業者等への監視指導(監視率:29.0%(128/442))</li> <li>毒物劇物取扱者等への研修の実施</li> <li>農業危害防止運動月間における研修会の開催(2回)</li> <li>農業管理士養成講習会(1回)</li> <li>農業危害防止運動等ポスターの掲示等による啓発</li> </ul>	<p>新型コロナウイルス感染症流行に係る行動制限の緩和等により、昨年度と比較し監視率は増加。</p> <p>監視率:R2年度 13.0%→R3年度 29.0%</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>研修会や立入検査の実施により毒物劇物販売業者、農業管理士等に対して法令遵守と事故等の防止、発生時の対応について指導を行うことができた。</li> <li>農業(毒物・劇物含む)の使用が増える夏期における啓発強化により農業の適正使用について広く周知することができた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>毒物劇物販売業者から毒物劇物使用者に対して継続的な情報提供及び適正使用の周知徹底が必要。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>毒物劇物販売業者に対する監視指導や研修会の開催等取組みの継続</li> </ul>
<p>3. 麻薬、覚醒剤等の薬物乱用防止</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>麻薬、覚醒剤等の管理者等に対する適正管理及び適正使用の周知徹底</li> <li>薬物乱用防止意識を高揚するための普及啓発活動等の実施</li> <li>関係機関と連携した薬物乱用防止の啓発</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>麻薬、覚せい剤等の管理者等に対する適正管理及び適正使用の周知</li> <li>医療機関や薬局等への監視指導の実施</li> <li>普及啓発活動等(薬物乱用防止推進員を中心とした啓発活動)</li> <li>「ダメ、ゼッタイ。」普及運動における啓発</li> <li>薬物乱用防止推進員等への研修:書面開催</li> <li>小中高等学校等及びライオンズクラブにおける薬物乱用防止教室:25校(1,303名受講)</li> <li>中学生を対象とした薬物乱用防止ポスター・標語コンテストの実施</li> <li>ポスター149点(14校)、標語162点(7校)</li> <li>薬物相談:89件</li> <li>ポスター掲示等による啓発</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>麻薬管理者、施用者等の麻薬取扱者に対し、監視指導等を行い、医療用麻薬等の適正使用について周知。</li> <li>新型コロナウイルス感染拡大の影響を考慮し、「ダメ、ゼッタイ。」普及運動における大規模なイベントは中止となったが、薬物乱用防止推進員を中心に啓発資材の配布及び薬物乱用防止教室の開催などにより、地域毎の若年層を対象とした薬物乱用防止の啓発を実施。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>医師、薬剤師等麻薬取扱者に対し、医療用麻薬、向精神薬等の適正使用に関する継続的な情報提供が必要</li> <li>薬物乱用防止に係る啓発については、新型コロナウイルス感染症対策も考慮した啓発手法を検討するとともに、若年層を中心とする県民への薬物乱用防止に関する最新の正しい知識の普及啓発が必要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>医療機関等への監視指導の継続</li> <li>薬物乱用防止教室の実施等、関係機関と連携した薬物乱用防止の継続的な啓発活動の実施</li> </ul>

第7期 高知県保健医療計画 評価調書

評価項目	医薬品等の適正使用	担当課名	薬務衛生課
------	-----------	------	-------

第7期 高知県保健医療計画 記載内容

現状	課題	対策	目標				第8期保健医療計画策定に向けた総括 (項目全体の評価及び課題等)
			項目	目標設定時	直近値 (計画評価時)	目標 (令和5年度)	
<p>1. 医薬品の適正使用</p> <p>&lt;薬局等への監視指導等による法令遵守の徹底&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>薬事監視を通じた指導</li> <li>「地域における薬局の機能強化・連携体制構築のための薬剤師の取組み(以下、連携事業)」に関する情報提供を実施</li> <li>無承認無許可医薬品の買い上げ調査及び広告監視の実施</li> </ul> <p>&lt;医薬品適正使用等の推進事業&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ジェネリック医薬品の使用促進と重複多剤投薬等の是正による患者QOLの向上に向けた取組みの実施</li> <li>新聞、TVCM等の広告媒体を活用した事業周知及び医薬品適正使用に関する正しい知識の普及啓発</li> </ul>	<p>&lt;法令遵守の徹底&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>薬局等への監視指導</li> <li>薬局向け「連携事業」説明会の開催 6回</li> <li>無承認無許可医薬品の買い上げ調査</li> </ul> <p>&lt;医薬品適正使用等の推進事業&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>レセプト分析を活用した3段階の個別動奨によるジェネリック医薬品の使用促進と重複投薬等は正のための取組みの継続(医療保険者、県薬剤師会との協働による)</li> <li>①レセプト分析による通知対象患者の抽出及び対象者へのジェネリック医薬品差額通知及び重複多剤等服薬通知の発送</li> <li>②各医療保険者に配置する服薬サポーターによる通知対象者への電話動奨</li> <li>③薬局における服薬指導</li> <li>薬局店頭での服薬確認の徹底に加え、医療保険者による服薬支援の個別訪問への同行(モデル地域の拡充)</li> <li>県民に対するTVCM等による広報及び薬局店頭等での事業周知</li> <li>薬局、医療機関等医療提供側に対するジェネリック医薬品の安心使用に関する正しい知識の普及</li> <li>市町村健康まつり、「薬と健康の週間」イベント等におけるお薬健康相談等の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>薬局等への監視指導等による法令遵守の徹底</li> <li>無承認無許可医薬品等の流通の防止</li> <li>県民への医薬品適正使用の啓発</li> <li>ジェネリック医薬品について、医療提供者側及び県民側両者への普及啓発を強化</li> </ul>					
<p>2 毒物劇物による危害防止</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>毒物劇物販売業者に対する監視指導や研修会等を通じた情報提供及び適正使用の周知徹底</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>毒物劇物販売業者等への監視指導</li> <li>毒物劇物取扱者等への研修の実施</li> <li>農業危害防止運動月間における研修会の開催</li> <li>農業管理士養成講習会</li> <li>農業危害防止運動等ポスターの掲示等による啓発</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>毒物劇物販売業者等への監視指導の実施</li> <li>研修会を開催し、事故の防止と発生時における対応についての指導</li> </ul>					
<p>3 麻薬、覚醒剤等の薬物乱用防止</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>麻薬、覚醒剤等の管理者等に対する適正管理及び適正使用の周知徹底</li> <li>薬物乱用防止意識を高揚するための普及啓発活動等の実施</li> <li>関係機関と連携した薬物乱用防止の啓発</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>普及啓発活動等</li> <li>薬物乱用防止推進員を中心とした啓発活動</li> <li>「ダメ、ゼッタイ。」普及運動における啓発</li> <li>薬物乱用防止推進員等への研修</li> <li>小中高等学校等における薬物乱用防止教室</li> <li>中学生を対象とした薬物乱用防止ポスター・標語コンテストの実施</li> <li>薬物相談</li> <li>ポスター掲示等による啓発</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>麻薬、覚せい剤等の管理者等に対する適正管理及び適正使用の周知徹底</li> <li>薬物乱用防止意識を高揚するための普及啓発活動等の実施</li> <li>中・高校生を中心とする若年層に対する薬物乱用防止教室の実施</li> </ul>					

令和4年度の取り組みについて

P(計画)	D(実行)	C(評価) ※平成30年度から令和4年度までの総括を含む	A(改善) ※第8期保健医療計画に向けた課題及び対策を含む	
			課題	今後の対策
<p>1. 医薬品の適正使用</p> <p>&lt;薬局等への監視指導等による法令遵守の徹底&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>薬事監視を通じた指導</li> <li>「地域における薬局の機能強化・連携体制構築のための薬剤師の取組み(以下、連携事業)」に関する情報提供を実施</li> <li>無承認無許可医薬品の買い上げ調査及び広告監視の実施</li> </ul> <p>&lt;医薬品適正使用等の推進事業&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ジェネリック医薬品の使用促進と重複多剤投薬等の是正による患者QOLの向上に向けた取組みの実施</li> <li>新聞、TVCM等の広告媒体を活用した事業周知及び医薬品適正使用に関する正しい知識の普及啓発</li> </ul>	<p>&lt;法令遵守の徹底&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>薬局等への監視指導</li> <li>薬局向け「連携事業」説明会の開催 6回</li> <li>無承認無許可医薬品の買い上げ調査</li> </ul> <p>&lt;医薬品適正使用等の推進事業&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>レセプト分析を活用した3段階の個別動奨によるジェネリック医薬品の使用促進と重複投薬等は正のための取組みの継続(医療保険者、県薬剤師会との協働による)</li> <li>①レセプト分析による通知対象患者の抽出及び対象者へのジェネリック医薬品差額通知及び重複多剤等服薬通知の発送</li> <li>②各医療保険者に配置する服薬サポーターによる通知対象者への電話動奨</li> <li>③薬局における服薬指導</li> <li>薬局店頭での服薬確認の徹底に加え、医療保険者による服薬支援の個別訪問への同行(モデル地域の拡充)</li> <li>県民に対するTVCM等による広報及び薬局店頭等での事業周知</li> <li>薬局、医療機関等医療提供側に対するジェネリック医薬品の安心使用に関する正しい知識の普及</li> <li>市町村健康まつり、「薬と健康の週間」イベント等におけるお薬健康相談等の実施</li> </ul>			
<p>2 毒物劇物による危害防止</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>毒物劇物販売業者に対する監視指導や研修会等を通じた情報提供及び適正使用の周知徹底</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>毒物劇物販売業者等への監視指導</li> <li>毒物劇物取扱者等への研修の実施</li> <li>農業危害防止運動月間における研修会の開催</li> <li>農業管理士養成講習会</li> <li>農業危害防止運動等ポスターの掲示等による啓発</li> </ul>			
<p>3 麻薬、覚醒剤等の薬物乱用防止</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>麻薬、覚醒剤等の管理者等に対する適正管理及び適正使用の周知徹底</li> <li>薬物乱用防止意識を高揚するための普及啓発活動等の実施</li> <li>関係機関と連携した薬物乱用防止の啓発</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>普及啓発活動等</li> <li>薬物乱用防止推進員を中心とした啓発活動</li> <li>「ダメ、ゼッタイ。」普及運動における啓発</li> <li>薬物乱用防止推進員等への研修</li> <li>小中高等学校等における薬物乱用防止教室の実施</li> <li>中学生を対象とした薬物乱用防止ポスター・標語コンテストの実施</li> <li>薬物相談窓口の設置</li> <li>ポスター掲示等による啓発</li> </ul>			